

官報

号外 平成二十一年四月九日

○第七十一回 衆議院會議録 第二十二号

平成二十一年四月九日(木曜日)

議事日程 第十三号

平成二十一年四月九日

午後一時開議

- 第一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
- 第二 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(内閣提出)
- 第三 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

裁判官訴追委員の選挙

- 日程第一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
- 日程第二 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二十一年四月九日 衆議院會議録第二十二号

裁判官訴追委員の選挙

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

一

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

裁判官訴追委員の選挙

○議長(河野洋平君) 裁判官訴追委員の選挙を行います。

○谷公一君 裁判官訴追委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官訴追委員に安住淳君を指名いたします。

○議長(河野洋平君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長 遠藤利明君。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤利明君登壇〕

○遠藤利明君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、最近の飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原料原産地等について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則規定の新設等を行うとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、目的規定を改正し、法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示すること。

第二に、製造業者等が品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨の規定を設けること。

第三に、品質表示基準違反に係る指示または命令を行うときは、これとあわせて公表する旨の規定を設けること。

第四に、原料原産地等について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役または二百万円以下の罰金に処する規定を設けることとしております。

本案は、去る七日の農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることにしたものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第二 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長山本幸三君。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山本幸三君登壇〕

○山本幸三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約を踏まえて、外国等を当事者とする民事裁判手続並びに外国等の財産に対する

保全処分及び民事執行に関する我が国の裁判権の範囲について定めるとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めようとするものであります。

本案は、去る四月二日本委員会に付託され、翌三日森法務大臣から提案理由の説明を聴取し、七日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 高年齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、高年齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長望月義夫君。

高年齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔望月義夫君登壇〕

○望月義夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、住宅に係る高年齢者対策が十分ではない現状にかんがみ、福祉施策とも連携しつつ、高年齢者が安心して暮らし続けることができる住まいを確保するための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、これまで国土交通大臣が単独で策定していた基本方針につきまして、厚生労働大臣と共同で策定することとした上で、記載事項を追加すること、

第二に、都道府県は、基本方針に基づき、高年齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した高年齢者居住安定確保計画を策定することができること、

第三に、高年齢者居宅生活支援施設と一体となった高年齢者向け優良賃貸住宅について、認知症高齢者グループホームの事業を行う社会福祉法人等に賃貸することができること

などであります。

本案は、去る四月二日本委員会に付託され、翌三日金子国土交通大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。七日質疑に入り、翌八日質疑を終了し、採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、電波法及び放送法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 電波法及び放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長赤松正雄君。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔赤松正雄君登壇〕

○赤松正雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、電波の有効利用を推進する観点から、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため電波利用料の使途の範囲を当分の間拡大するとともに、当該移行によってあくこととなる周波数帯を利用した移動受信用地上放送の早期実現を図ろうとするものであります。

本案は、去る四月六日本委員会に付託され、翌七日鳩山総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本日質疑を行い、討論・採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部

を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣河村建夫君。

〔国務大臣河村建夫君登壇〕

○国務大臣(河村建夫君) ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法については、平成十七年の一部改正法の附則第十三条において、「施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされております。

施行後二年以内の見直しの結果、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、排除型私的独占、一定の不正な取引方法等に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届け出制度の見直し等の所要の改正を行うため、政府といたしましては、独占禁止法等の一部を改正する法律案を第百六十九回国会に提出いたしました。が、継続審査となつた後、第百七十回国会において廃案となり、成立を見るに至りませんでした。しかしながら、一刻も早くその実現を図るために、所要の修正を加えた上で、ここにこの法律案を提案し、御審議願うこととした次第であります。

次に、この法律案について、その主な内容を御説明申し上げます。

第一に、課徴金の適用対象について、排除型私的独占及び優越的地位の濫用など一定の不正な

取引方法を新たに課徴金の対象とすることとしております。

第二に、不当な取引制限において、主導的役割を果たした事業者に対する課徴金を割り増す制度を導入することとしております。

第三に、課徴金減免制度について、減額対象事業者数の拡大、企業グループ内の事業者の共同申請制度を導入することとしております。

第四に、課徴金の納付を命ずる手続について、会社分割等により事業を承継した会社に対して納付を命ずる制度の導入等を行うこととしております。

第五に、企業結合に係る届け出制度等について、会社の株式取得に係る事前届け出制度の導入、株式取得会社の届け出基準の変更、合併、分割及び事業等の譲り受けの届け出に係る規定の見直し等を行うこととしております。

第六に、不正な取引方法による侵害の停止または予防に関する訴訟上の救済を円滑化するため、文書提出命令の特則を導入することとしております。

第七に、不当な取引制限の罪等に対する懲役刑を引き上げることとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。田村謙治君。

〔田村謙治君登壇〕

○田村謙治君 民主党の田村謙治でございます。

民主党・無所属クラブを代表いたしました。ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。(拍手)

今回の改正は、平成十七年の大改正時の宿題に答えるものであり、公正取引委員会がどのような解答を出されるのか期待をしております。

最大の眼目でありました中小企業等に不当な不利益を与える不当販売、優越的地位の濫用等の不正な取引が課徴金の対象とされたことなどは評価できますけれども、今回の改正におきましても、重要な宿題が棚上げ、先送りにされてしまっていることは残念でなりません。

二月二十七日に内閣が提出した本法案は、昨年三月十一日に提出され審議されないうまま廃案となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案の一部修正して、改めて提出したものであります。

しかしながら、ここで気づきますのは、不当景品類及び不当表示防止法が今回の改正案から外されていることでございます。つまり、不当表示が行われた商品の売上高の三%の課徴金を課することができるとした改正が取り消されてしまっているわけであります。

現在、消費者問題に関する特別委員会が審議されている消費者庁設置法案に、消費者庁が不当景品類及び不当表示防止法を所掌するという旨が記載をされておりますため、公正取引委員会が遠慮したということが原因かと推察いたしますけれども、本当の理由をお答えください。

消費者行政の縦割りを廃して一元化するために設置するはずの消費者庁構想が、逆に縦割りを露呈してしまっているわけであります。消費者庁にごく一部の法律を移管するという制度設計自体に無理があります。民主党の消費者権利院法案のように、法律の移管などを伴わずに、行政の外に置いた組織から消費者の立場に立つて権限を行使した方がはるかに機能的であります。

そもそも、法律の所管が公正取引委員会から消費者庁に移ろうと、法案を提出するのは公正取引委員会ではなくて内閣なのですから、わざわざ景表法を外す必要はないはずです。

不当表示に対する課徴金制度の導入をこのまま見送ってしまうのでしょうか。それとも、内閣提出の消費者庁設置法案と民主党・無所属クラブ提出の消費者権利院法案の審議が終わり、新たに発足する消費者行政の姿が確定したら、直ちに景表法改正案を提出するつもりなんではないでしょうか。今後の見通しをお話してください。

課徴金の適用範囲の拡大に並ぶ、あるいはそれ以上に大きな論点として、審判制度のあり方についての問題があります。

昨年提出された法案には、審判手続に係る規定について、「平成二十年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」というふうに書かれておりますけれども、本法案

では、単に、平成二十年度というのを「平成二十一年度中にと改められているにすぎません。昨年の法案が成立していたならば、既に結論が出ていなくてはならない時期です。それにもかかわらず、本法案には昨年からの何らの進展も見られず、そのまま一年先送りされているのはなぜでしょうか。政府は、この間、何も検討していないのでしょうか。検討していないとしたら、なぜでしょうか。お答えください。

民主党は、これまでも、公平、透明な審判手続を求めてまいりました。今般の改正で抜本的な見直しが行われることを大いに期待しておりますけれども、先送りをされていることは、まことに残念でございます。

審判手続において、審判官と審査官が人事的にも厳格に分離されておらず、かねてより経済界からは、公正取引委員会みずからが処分の内容の是非を判断する審判制度はそもそもおかしい、検察官が裁判官を兼ねるようなものだという理由で、廃止を求める声が強くあります。

実際に審判で処分が見直されたケースは、ここ十年間でわずか一件とも聞いております。先進主要国の状況を見ましても、競争当局の審判制度に類するものは、アメリカの連邦取引委員会における審判など、ごく限られた例しかございません。その上、それらにおいては審判部門の組織や人事に高い独立性が確保されていて、日本とは全く状況が異なっております。

民主党は、昨年参議院に提出いたしました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の中で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定により

審判の制度を廃止して、当該審判に相当する機能を裁判所に担わせることというふうにしております。

裁判所に公正取引にかかわる専門部署を創設し、人材の育成など環境を整備した上で、審判制度を廃止して司法に一本化すべきと考えますが、裁判所として対応が可能なかどうか、法務大臣にお伺いをいたします。

自民党の独禁法調査会でさえも、制度存続は公正取引委員会の組織防衛という批判が上がったという報道も聞いております。廃止に踏み切れない理由や今後の見通し、御意見を官房長官にお伺いいたします。

審査につきましても、調査の密室性や、事前通知から排除措置命令が出されるまでの期間が短いなど、手続のあり方に疑問を呈する声は多くあります。公正、透明な手続を担保するため、審査手続の可視化の導入や、供述調書の写しの提供、供述や任意の事情聴取など調査を受ける際の弁護士立ち会いなどを認めることも必要ではないかと思

います。刑事手続や他の行政処分において導入をされていらないということを理由に我が国では認められないという意見もありますけれども、独占禁止法では、課徴金減免制度、いわゆるリーニエンシーという実質的な司法取引を刑事手続に先駆けて導入し、大きな成果を上げているわけであります。アメリカ、EUなどとの国際的な整合性をとるため

にも、可視化や調書の写しの提供、弁護士立ち会い権を速やかに認めるべきと考えますが、どのような見解をお持ちでしょうか。お答えください。民主党は、従前より、いわゆる不公正な取引に

ついても課徴金の対象にすべきというふうに主張してまいりました。それに対して、公正取引委員会は、これまで、不公正な取引は構成要件を明確にすることが難しい、公正な競争を阻害するおそれがあるにすぎない行為に課徴金を課すのは問題があるなどとして、不公正な取引に課徴金を導入することには反対をしてまいりました。

しかし、今回、従来の、不当な取引制限、支配型私的独占に加えて、排除型私的独占、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用を対象にしたのは、考え方を大変えになったのでしょうか。課徴金の対象拡大に踏み切った理由を明らかにしてください。

課徴金の額については、欧米と比較して低い水準に抑えられているという批判があります。

昨年十一月、欧州委員会は、自動車用ガラスの市場分割や商業的機密情報を交換したとして、日欧の四社に過去最高額となる計約十三億八千三百八十九万六千ユーロ、約千六百五十億円を課したのは記憶に新しいことであります。EC条約では、制裁金の上限額が、直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の一〇％以下となっております。

一方、本改正案においては、例えば不当廉売や差別対価等については、売り上げに対して、製造業では三％、小売業二％、卸売業一％、優越的地位の濫用については業種にかかわらず取引額の一％など一律に決まっております。これでは余りに硬直的で、不当利得の剝奪とはとても言えないと思いますが、なぜ一律にしたのでしょうか。

本来であれば、課徴金からさらに進んで、個別

の事案について不当利得を算定し、一定額を上乗せした制裁金を課すべきかと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

本改正案では、公正取引委員会は、外国競争当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができるものとするにとりありますが、情報交換のみならず、連携した調査が必要で。

海外競争当局と協力して調査をして法的措置をとった事件について公正取引委員会に問い合わせをしたところ、二件ありました。平成十五年の塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの製造販売業者による価格カルテル事件、そして昨年のマリノホースの製造販売業者による国際カルテル事件です。マリノホースの事件は外国企業を対象に排除措置命令を出した初めてのケースと聞いておりますけれども、課徴金が課されたのは日本の一社だけでした。

日本に拠点を有しない外国企業には課徴金を課することはできないのでしょうか。または、市場分割等で日本で直接売り上げが立たない場合は課することができないのでしょうか。もしできないようであれば、欧州委員会の制度と大きく乖離があります。

二〇〇七年のガス絶縁開閉装置国際カルテル事件で、実際には偽造入札や価格操作には参加をしていなかった日本企業五社に対しても、日本企業は欧州での入札を手控え、欧州企業は日本市場に参入しないという合意があったと判断され、巨額の制裁金が課されました。E.Uと歩調を合わせた修正が必要と考えますが、いかがでしょうか。今回、課徴金の適用対象となる行為類型のう

ち、特に不当販売については、競争上の安売りとの区別がはつきりしない、価格競争を萎縮させかねないといった指摘がされています。消費者にとつてはよい商品をより安く購入できるようにすることはなく、中小零細の小売店を守るために健全な価格競争までも制限するのは、必ずしも好ましくはないという場合も想定されます。

具体的な事例を挙げて、どのような行為が不当販売に当たるのか、どのような場合に課徴金が適用されるのか、基準を明らかにしてください。あわせて、海外諸国では、不当販売をどう定義づけ、どのように対処しているのか、お示しください。

世界的景気後退の影響は、弱い立場にある下請の中小企業にも確実に及んでいます。仕事の受注量が激減したため、需給のバランスが大きく崩れ、もともと安い納入価格がさらに下落して、赤字でも引き受けざるを得ないといった話も耳にしております。

民主党は、不当販売や優越的地位の濫用による下請いじめを防止するため、大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案、いわゆる中小企業いじめ防止法案を参議院に提出しております。

その内容は、大企業による不当な値引きや押しつけ販売、サービスの強要など不公正な取引を禁止することで中小企業の利益を保護するものです。銀行等の金融機関による信用供与など、下請法ではカバーできない取引についても対象としております。

今回、優越的地位の濫用が課徴金対象となったことで、一定の抑止効果が期待できると考えます

が、経済情勢の悪化などの要因も重なって、下請企業の厳しい環境はなかなか改善しないものと思われまます。大企業と中小企業間のすべての取引を対象とする中小企業いじめ防止法案の制定や、下請法の見直しも検討されるべきではないでしょうか。

この件に関する公正取引委員会の見解と、中小企業庁による中小企業下請いじめ対策について、それぞれ伺いたいします。あわせて、公正取引委員会と中小企業庁との連携の現状や協力スキームについても説明してください。

加えて、独禁法では課徴金対象となる優越的地位の濫用が、下請法では依然、勧告のみです。平仄を合わせる必要はないのでしょうか。下請法見直しについての検討状況を教えてください。

以上、経済の発展に資する健全で公正な競争が行われる社会をつくり出すために、これからも真摯で活発な議論が進められますことを望みまして、質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣河村建夫登壇)

○国務大臣(河村建夫君) 田村議員から十二の質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、本法案に景品表示法上の不当表示に対する課徴金制度の導入が含まれていない理由についてのお尋ねがございました。

政府といたしましては、景品表示法上の不当表示に対する課徴金制度の導入については、消費者庁への移管に当たって、現段階において導入を進めるよりも、移管後、被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて違反行為の抑止力強化策を検討することが適切であると考えたもので

あります。これを受けて、本法案では、不当表示に対する課徴金制度の導入を含めないものとしたものでございます。

次に、不当表示に対する課徴金制度の導入についてお尋ねがございました。

政府としては、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案では、消費者庁を今年度設立する上で必要不可欠な法律を整備することとしており、昨年の通常国会で提出された独占禁止法等の改正法案に盛り込まれた不当表示に関する課徴金制度については、その導入を見送ることとしたしましたが、今後、被害者救済制度を総合的に検討することとしており、その際、あわせて検討していくこととなります。

次に、審判制度に関する検討状況及びその見直しに係る今後の見直しなどのお尋ねがございました。

政府といたしましては、審判制度の見直しを含む改正法案を提出すべく検討してまいりましたが、公正取引委員会の専門性をどのように発揮させるかなど、なお多くの論点があり、さらに検討を深める必要があると判断したものであります。

今後の見直しについては、審判制度に関するさまざまな意見、論点がありますので、さらに関係各方面の意見をお聞きしながら、平成二十一年度に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

次に、審査手続における手続の可視化や供述調書の写しの提供、弁護士立ち会い権の導入についてのお尋ねがありました。

審査手続における手続の可視化については、供述人が真実を供述することに消極的になる、ある

いは特に優越的地位の濫用事件などでは、違反事業者の報復を恐れ、被害を受けた中小企業からの協力が得られなくなるなど、真相解明の妨げとなる可能性があるため、適当でないと考えております。

また、供述調書の写しの提供や事情聴取の際の弁護士立ち会いについては、我が国の刑事手続や他の行政調査においても認められていないこと、次に、供述調書の写しの提供や事情聴取の際の弁護士立ち会いを認めることによって真相解明の妨げとなる可能性があること、我が国と欧米においては司法制度のあり方全体が異なっていることなど、このような点から、これらを認めていない現行の制度運用で問題はないと判断したものでございます。

次に、課徴金の対象範囲の拡大の理由についてのお尋ねがございました。

不公正な取引方法などを課徴金の対象とするかどうかにつきましては、平成十七年に成立した独占禁止法改正法案に対する附帯決議を受けまして、独占禁止法基本問題懇談会の報告書や関係方面からの御意見等を踏まえて検討を行い、政府としては、中小企業等に不当な不利益を与える不当廉売等の行為について、その要件を法律で明定した上で課徴金の対象とすることが適当であると判断したものであります。

次に、課徴金の算定についてお尋ねがありました。個別の事案ごとに不当利得相当額を算出することは実際上困難であり、また課徴金は、違反行為を抑止するための金銭的不利益処分であり、現実の不当利得そのものの剝奪を目的とするものではありません。

そのために、課徴金については、違反行為を抑止するとの観点から行為類型ごとに適切な算定率を定めているものであります。

次に、外国企業に対する課徴金についてのお尋ねがありました。

日本に拠点を有しない外国企業に対しても、課徴金納付命令を行うことが可能であると承知しております。

これに対し、日本の地において直接売り上げが立たない場合には、御指摘のように、基本的には課徴金納付命令を行うことができないと承知しております。この点については、制度の基本にかかわる問題であり、慎重に検討すべき課題であると考えております。

次に、どのような不当廉売に課徴金が課されるのか、また、海外諸国における不当廉売の規制についてのお尋ねがありました。

不当廉売については、公正取引委員会において、従来からガイドラインを公表しており、その中で、本改正法案で課徴金の対象となるような典型的な不当廉売行為についても、例えば小売業では、仕入れ価格を下回るかどうかを一つの基準として、競争への影響を見て判断することを明らかにしておるところであります。

海外諸国の競争法におきましては、コストを下回る廉売行為は、おおむね市場支配的事業者などによる略奪的行為の一種として定義をされ、規制されている状況にあります。

次に、中小企業いじめ防止法案や下請法の見直しについてのお尋ねがございました。民主党御提出の中小企業いじめ防止法案については、国会における議論にゆだねられておるものと考えております。

政府といたしましては、現下の厳しい経済情勢のもとでは、下請企業に不当なしわ寄せが生じやすくなっていると考えております。かかる状況のもとで、独占禁止法及び下請法を厳正に執行し、下請取引等の適正化に努めており、下請法については、その施行状況を勘案して、今後、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、公正取引委員会と中小企業庁の連携についてのお尋ねがありました。

公正取引委員会と中小企業庁は、従来から、親事業者向けの下請法の講習会を共同して開催するなど、連携して下請法の周知や執行に取り組んでおるところであります。

また、公正取引委員会は、中小企業に不当な不利益を与える不公正な取引方法に適切に対応するため、不公正な取引方法に係る経済産業省との協力スキームを構築し、連携して違反被疑行為の情報収集等について協力を行っております。

最後に、下請法の見直しについてのお尋ねがございました。

下請法は、迅速かつ効果的に下請事業者を保護する観点から、下請事業者の利益の回復が円滑に行われるよう、独占禁止法とは別の手続を定めるものとして制定されたものであります。

政府としては、下請法にかかる立法趣旨を踏まえて、下請法の施行状況を勘案して、今後、必要な対応を検討してまいります。

以上であります。(拍手)

○国務大臣(森英介君) 審判制度を全廃した場合、裁判所は対応できるかという点についてお尋ねがありました。

審判制度を全廃し、公正取引委員会のすべての

処分を取り消し訴訟によって争うものとするかどうかは、立法政策の問題でありますので、裁判所においてその対応の可否につき意見を述べられることはないものと承知いたしております。

仮に、そうした制度とする場合には、これまで公正取引委員会が高度の専門的知見を活用して行っていた不服審査を経ずして訴えが提起されることになるため、迅速かつ適正に事件処理を行うという観点から、所要の制度的な手当てや人的体制の確保等について検討する必要があるものと承知いたしております。(拍手)

(国務大臣二階俊博君登壇)

○国務大臣(二階俊博君) 下請中小企業対策について、田村謙治議員からお尋ねがありました。

経済産業省では、常に公正取引委員会とも連携して、不当な減額分を下請事業者に返還させるなど、下請代金支払遅延防止法の厳格な運用に努めております。

また、下請代金法の講習会の開催や、業種ごとの下請ガイドラインの普及、下請かけこみ寺における相談体制の充実にも取り組んでおります。

さらに、問題のある取引慣行の洗い出しと改善策の検討を進めるなど、今後とも下請中小企業対策に万全を期してまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

出席国務大臣

総務大臣 鳩山 邦夫君
法務大臣 森 英介君
農林水産大臣 石破 茂君
経済産業大臣 二階 俊博君
国土交通大臣 金子 一義君
国務大臣 河村 建夫君

出席政府特別補佐人

公正取引委員会
委員長 竹島 一彦君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

小川 淳也君 松野 頼久君
重野 安正君 保坂 展人君
松野 頼久君 小川 淳也君
保坂 展人君 重野 安正君

法務委員

辞任

補欠

清水鴻一郎君 盛山 正仁君
河村たかし君 松本 謙公君
中井 治君 小宮山泰子君
松本 謙公君 篠原 孝君
盛山 正仁君 清水鴻一郎君
小宮山泰子君 中井 治君
篠原 孝君 河村たかし君

農林水産委員

辞任

補欠

近江屋信広君 安井潤一郎君

徳田 毅君

松本 洋平君

石川 知裕君

川内 博史君

小平 忠正君

福田 昭夫君

川内 博史君

石川 知裕君

松本 洋平君

徳田 毅君

安井潤一郎君

近江屋信広君

福田 昭夫君

小平 忠正君

国土交通委員

辞任

補欠

亀岡 偉民君 浮島 敏男君
七条 明君 北川 知克君
長島 忠美君 高島 修一君
鷺尾英一郎君 長島 昭久君
亀井 静香君 糸川 正晃君
浮島 敏男君 亀岡 偉民君
北川 知克君 高島 修一君
長島 昭久君 糸川 正晃君
七条 明君 長島 忠美君
鷺尾英一郎君 亀井 静香君

環境委員

辞任

補欠

あかま二郎君 高島 修一君
船田 元君 平田 耕一君
村井 宗明君 三日月大造君
高島 修一君 あかま二郎君
平田 耕一君 船田 元君
三日月大造君 村井 宗明君

議院運営委員

辞任

補欠

あかま二郎君 山本ともひろ君
亀岡 偉民君 浮島 敏男君
保坂 展人君 辻元 清美君

浮島 敏男君

亀岡 偉民君

山本ともひろ君

あかま二郎君

辻元 清美君

保坂 展人君

一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

小野 次郎君 盛山 正仁君
西村 康稔君 関 芳弘君
御法川信英君 飯島 夕雁君
笠井 亮君 赤嶺 政賢君
飯島 夕雁君 秋葉 賢也君
秋葉 賢也君 秋葉 賢也君
関 芳弘君 西村 康稔君
御法川信英君 小野 次郎君
笠井 亮君 飯島 夕雁君
赤嶺 政賢君 秋葉 賢也君
秋葉 賢也君 秋葉 賢也君

財務金融委員

辞任

補欠

佐藤ゆかり君 猪口 邦子君
盛山 正仁君 赤澤 亮正君
池田 元久君 福田 昭夫君
鈴木 克昌君 松本 謙公君
赤澤 亮正君 盛山 正仁君
猪口 邦子君 佐藤ゆかり君
池田 元久君 鈴木 克昌君
松本 謙公君

文部科学委員

辞任

補欠

加藤 勝信君 大塚 高司君
山本ともひろ君 越智 隆雄君
日森 文尋君 保坂 展人君

越智 隆雄君

山本ともひろ君

大塚 高司君

加藤 勝信君

保坂 展人君

日森 文尋君

厚生労働委員

辞任

補欠

林 潤君 浮島 敏男君
園田 康博君 村井 宗明君
村井 宗明君 横山 北斗君
浮島 敏男君 林 潤君
横山 北斗君 園田 康博君

経済産業委員

辞任

補欠

片山さつき君 越智 隆雄君
近藤三津枝君 関 芳弘君
橋本 岳君 富岡 勉君
安井潤一郎君 飯島 夕雁君
飯島 夕雁君 近江屋信広君
越智 隆雄君 平口 洋君
近江屋信広君 安井潤一郎君
関 芳弘君 近藤三津枝君
富岡 勉君 橋本 岳君
片山さつき君

国土交通委員

辞任

補欠

稲葉 大和君 木村 勉君
小里 泰弘君 篠田 陽介君
高木 義明君 福田 昭夫君
森本 哲生君 横山 北斗君
高木 陽介君 西 博義君
亀井 静香君 糸川 正晃君
木村 勉君 稲葉 大和君
篠田 陽介君 小里 泰弘君

福田 昭夫君 高木 義明君
横山 北斗君 森本 哲生君
西 博義君 高木 陽介君
糸川 正晃君 亀井 静香君

(環境委員)

辞任 補欠
あかま二郎君 浮島 敏男君
近藤三津枝君 林 潤君
馬渡 龍治君 とかしきなおみ君
山本ともひろ君 盛山 正仁君
浮島 敏男君 あかま二郎君
とかしきなおみ君 馬渡 龍治君
林 潤君 近藤三津枝君
盛山 正仁君 山本ともひろ君

(常任委員退職)

一、去る七日、法務委員河村たかし君は退職された。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
青少年問題に関する特別委員

辞任 補欠
中森ふくよ君 西本 勝子君
永岡 桂子君 土屋 正忠君
菊田真紀子君 横山 北斗君
土屋 正忠君 永岡 桂子君
西本 勝子君 中森ふくよ君
横山 北斗君 菊田真紀子君

消費者問題に関する特別委員

辞任 補欠
永岡 桂子君 萩原 誠司君
萩原 誠司君 永岡 桂子君

(議案提出)

一、去る七日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案(小坂憲次君外七名提出)

(議案受領)

一、昨八日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
農業協同組合法等の一部を改正する法律案

一、昨八日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
道路交通法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

(委員会審査省路要求書受領)

一、去る七日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

資金決済に関する法律案(内閣提出第五〇号)
以上二件 財務金融委員会 付託

一、昨八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)(参議院送付)

内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
土壌汚染対策法の一部を改正する法律案

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

一、昨八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

(決議送付)

一、去る七日、河野議長から麻生内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。
北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

(質問書提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
平成二十一年四月五日に北朝鮮から飛来した飛翔体に関する質問主意書(岡本充功君提出)
図書館法第二十八条及び著作権法第三十八条第四項の規定に関する質問主意書(川内博史君提出)

国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用の返還状況に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の指導監督並びに一連の不祥事に係る同協会の説明等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

総務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員滝実君提出雇用調整助成金等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九八〇年三月の「毒ウォッカ事件」に関連し現地視察をした当時の警察官僚に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出前財務大臣のバチカン市内における行状並びに同行者の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員保坂展人君提出風車による健康被害と補助金交付認定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員保坂展人君提出「奨学金返還延滞増加」と「回収策強化」を巡る問題についての政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出脱北者に我が国への入国を認める際の外務省の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出総務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九八〇年三月当時の在ソ連日本国大使館における大使館員の行動に係る内規等に関する第三回質問に対する答弁書

平成二十一年三月二十七日提出
質問 第一一五二号

雇用調整助成金等に関する質問主意書

提出者 滝 実

雇用調整助成金等に関する質問主意書

雇用の安定は現在のもっとも重要な課題である。それにはこれ以上失業者を出さないことであり、政府は雇用の維持に努力している企業に積極的に財政支援を行う必要がある。ところが、平成二十一年度予算で計上されている雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という)の額はあわせて五八〇億円にすぎず、この金額では企業に対して積極的に雇用維持を呼びかけることができるのかどうか疑問がある。そこで以下質問する。

- 一 三月一日現在の雇用調整助成金等の支給対象人員は何人か。
- 二 雇用調整助成金等の支給対象人員は今後どの程度になると見込んでいるのか。
- 三 新年度予算に雇用調整助成金等として計上されている五八〇億円の金額は、どのような根拠で積算されたのか。
- 四 今後、雇用調整助成金等に対する申し込みが

増えれば、計上している予算に不足が生じるが、その場合はどうするのか。

- 五 雇用調整助成金等は、その趣旨からみて予算の範囲で執行すればいいというものではなく、企業が従業員の解雇を避けるように積極的に雇用調整助成金等の活用を呼びかけるべき制度であるが、予算の制約をどう考えているのか。右質問する。

内閣衆質一七一第二二五二号

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出雇用調整助成金等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出雇用調整助成金等に関する質問に対する答弁書

一 について

平成二十年四月から平成二十一年二月までに雇用調整助成金等の支給決定があった労働者の数は、四万六千六百四十三人(速報値)である。

平成二十一年度における雇用調整助成金等の対象となる労働者は、約七百八十二万人日と見込んでいる。

三から五までについて
平成二十一年度予算における雇用調整助成金等については、これまでの実績等を踏まえ、その対象となる労働者を約七百八十二万人日と見込んで積算し、事業活動の縮小に伴う解雇等を可能な限り避けるために必要と認める額を計

上したところである。政府としては、引き続き、事業主に制度の活用を働きかけてまいりたい。

仮に、経費に不足を生じた場合には、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)及び特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の規定に基づき、適切に対処してまいりたい。

平成二十一年三月二十七日提出
質問 第一一五三号

一九八〇年三月の「毒ウォッカ事件」に関連し現地視察をした当時の警察官僚に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九八〇年三月の「毒ウォッカ事件」に関連し現地視察をした当時の警察官僚に関する第三回質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第二二〇号)を踏まえ、再度質問する。

一 一九八〇年三月三十日付日本経済新聞に、「日本の防衛駐在官 毒入りウォッカ飲まされた?」ソ連南部を旅行中、激しい吐き気、倒れる、同日の読売新聞に、「毒入りウォッカ? 駐ソ武官飲まされる 一時意識不明 外務省、事実認める」という記事がそれぞれあるが、外務省は右記事を承知しているか。

二 一九八〇年三月、在ソ連日本国大使館の防衛駐在官であった平野滋治氏らが、グルジアの首都トビリシを視察中にレストランで食事した際、毒を盛られたウォッカを飲まされ、めまいや吐き気、背中の激しい痛み等、毒物中毒の症

状に襲われるという事件(以下、「毒ウォッカ事件」という。)が起きた。前回質問主意書で、政府として「毒ウォッカ事件」が起きたこと自体は承知しているのか否か、右の点につき明らかにされたいと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、当時の記録が残っており、事実関係を確認できないため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。一の記事の様に、一九八〇年三月当時、「毒ウォッカ事件」について報じた新聞記事を確認することは現在も可能であり、政府として「毒ウォッカ事件」が起きたことを承知しているのか否かについて答えるのは難しいというの、単なる逃げの答弁でしかないと考える。政府部内に記録が残っているのか否かに関わらず、政府として「毒ウォッカ事件」が起きたことは承知しているのか、再度質問する。

三 本年一月三十日、講談社より『ドキュメント 秘匿捜査』という著書(以下、「著書」という。)が発行されており、「著書」の七十一頁に、「漆間は赴任後、早速トビリシに行き、『毒ウォッカ事件』の現場を視察している。スターリンの出生地であるゴリを見て歩いたあと、漆間は事件の舞台となったレストランバーに、客を装って入ったのである。」、同七十二頁に、「店で漆間がひとり食事をしていると、肌も露に踊っていたショードンサーが接近してきて、『一緒に踊らない?』と誘ってきた。漆間がこの誘いを断ると、今度は周辺にいた男たちが近づいてきて、『さすが日本人だ。あの女の誘いを断るなんて!』と漆間を褒めそやしたという。」との記述がある。右記述が事実を反映したものである

かとの質問に対し、政府がこれまでの答弁書で「お尋ねについては、当時の記録が残っており、お答えすることは困難である。」と答弁していることについて、前回質問主意書で、右答弁は漆間蔵内閣官房副長官本人に直接問いただし、確認をとった上での答弁かと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、本人に確認している。」との答弁がなされている。

右の漆間副長官に対する確認(以下、「確認」という)は、いつ、どこで、誰によって行われたのか、その具体的日時、場所、並びにそれを行った者の官職氏名を全て明らかにされたい。

四 「確認」を記録した文書は作成されているのか。いるのなら、当該文書は政府内部のどこで保管されているのか説明されたい。

五 「確認」に対する漆間副長官の回答はどの様なものであったか説明されたい。

六 漆間副長官は「毒ウォッカ事件」が起きたことを記憶しているか。漆間副長官本人による答弁を求める。

七 漆間副長官は、一九八〇年当時、当時の在ソ連日本国大使館に一等書記官として赴任したことを記憶しているか。漆間副長官本人による答弁を求める。

八 漆間副長官は、「著書」の七十一頁にある様に、一九八〇年当時、トビリシにあるレストランに入ったことを記憶しているか。漆間副長官本人による答弁を求める。

九 漆間副長官は、「著書」の七十二頁にある様に、一九八〇年当時、トビリシにあるレストランに入り、食事をとっていた際に、ショードンサーの女性が接近し、一緒に踊ることを誘われ

たことを記憶しているか。漆間副長官本人による答弁を求める。

内閣衆質一七二第二五三号
平成二十一年四月七日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出一九八〇年三月の「毒ウォッカ事件」に関連し現地視察をした当時の警察官僚に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九八〇年三月の「毒ウォッカ事件」に関連し現地視察をした当時の警察官僚に関する第三回質問に対する答弁書

一 について
御指摘の「記事」については承知している。

二 について
先の答弁書平成二十一年三月二十七日内閣衆質一七一第二二〇号一についてでお答えしているとおり、当時の記録が残っており、事実関係を確認できないため、お答えすることは困難である。

三 及び四 について
お尋ねについては、秘書官を通じて本人に確認したが、記録を作成していないため、これ以上詳細にお答えすることは困難である。

五、六、八及び九について
お尋ねについては、情報収集活動を含む大使館員の館外での活動の在り方等にかかわること

から、具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

七 について
先の答弁書(平成二十一年三月十七日内閣衆質一七一第一九六号)三及び五についてでお答えしているとおりでである。

平成二十一年三月二十七日提出
質 問 第 二 一 五 四 号

前財務大臣のバチカン市内における行状並びに同行者の対応等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第二三四号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一七一第一四八号)を踏まえ、再度質問する。

一 本年二月十三日と十四日、先進七カ国財務相・中央銀行総裁会議(G7)に出席すべくイタリアのローマに滞在した中川昭一前財務大臣が、現地時間で同月十四日十五時過ぎから行われた白川方明日本銀行総裁との共同記者会見(以下、「会見」という)において呂律が回らず、不明瞭な受け答えをしたとして、同月十七日、財務大臣を辞任した。中川前大臣は、「会見」後バチカン市国を訪れ、同国内のバチカン博物館を見学しているが、新聞社等によるマスコミ報道では、同博物館を訪問した際、触れてはいけない美術品に触れ、越えてはならない柵

を越え、警報機のブザーが鳴る騒ぎを起こしたとのことであり、「前々回答弁書」でも「お尋ねについては、中川前財務大臣からは『体調が悪かったため、見学中に入つてはいけない区域に入ってしまったため警報が鳴ったのは事実だ。関係者に迷惑をかけることになり申し訳ない。』とのコメントが出されている」と承知している。ただし、バチカン博物館から抗議があったとは承知していない。」との答弁がなされている。しかしその一方で、中川前大臣は、本年三月十四日に放送されたテレビ番組において、自身によるバチカン博物館訪問に関し「全く警報機は鳴っていないし、わたしに対する注意もなかった」と述べている。この様に、「前々回答弁書」と中川前大臣本人のコメントの内容は真つ向から食い違っているが、右につき「前回答弁書」では「お尋ねのテレビ番組における中川前財務大臣の発言は、バチカン博物館への訪問に関し同博物館から抗議はなかったとの趣旨で述べたものである」と承知している。」との答弁がなされている。当方が問うているのは、バチカン博物館から中川前大臣に対して抗議があったか否かという点ではなく、中川前大臣が同博物館訪問時に、警報機のブザーが鳴るという騒ぎがあったか否かにつき、「前々回答弁書」における政府の答弁と、本年三月十四日に放送されたテレビ番組における中川前大臣の発言と、どちらが事実を反映しているかという点であるところ、政府においては、質問の趣旨を正確に把握した上で、右の質問に対して答弁することを再度求める。

二 「前回答弁書」の答弁を起案し、作成した部署はどこか。

三 質問主意書に対する答弁は、閣議を経て決定される、大変な重みを持つものであるのにも関わらず、一で触れた「前回答弁書」の答弁の様に、質問の趣旨を外したい加減な答弁を作成することは適切か。麻生太郎内閣総理大臣の見解如何。

四 「前々回答弁書」では、「お尋ねの訪問に同行した政府職員は、上野景文バチカン国駐節特命全權大使、在バチカン日本国大使館員一名、安藤裕康イタリア国駐節特命全權大使、在イタリア日本国大使館員一名、山本高史前財務大臣秘書官及び玉木林太郎財務省国際局長である。」と、中川前大臣によるバチカン博物館訪問に同行した政府職員の官職氏名が明らかにされているが、「前回答弁書」を作成するに当たり、右答弁にある上野大使はじめ中川前大臣に同行した政府職員に確認をとっているか。

五 四の上野大使はじめ政府職員は、中川前大臣がバチカン博物館を訪問した際に、警報機のブザーが鳴るといふ騒ぎがあったか否かについて、どの様な認識を有しているのか、それぞれ明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第二五四号

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出前財務大臣のバチカン市内における行状並びに同行者の対応等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十一年四月九日 衆議院会議録第二十二号

議長報告

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出前財務大臣のバチカン市内における行状並びに同行者の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

一、四及び五について

平成二十一年二月十四日に中川前財務大臣がバチカン博物館を訪問した際に、警報機が鳴ったか否かについては、前回答弁書(平成二十一年三月二十七日内閣衆質一七一第二三四号)の作成時においては、同博物館に同行した政府職員の中には警報機の音を聞いた者も聞かなかった者もいたものと承知しているが、中川前財務大臣からは、事務所を通じて、「体調が悪かったため、見学中に入つてはいけな区域に入つてしまつて警報が鳴つたのは事実だ。関係者に迷惑をかけることになり申し訳ない」とのコメントが出されていたものと承知している。

今般、この点についてバチカン博物館に対し事実関係を確認したところ、同博物館からは、「警報機は鳴つたが、その音量は警備関係者に認識させるためのものであり全館に響くほど大きくなく、中川前財務大臣の訪問当時も、警報機の音に気付いた人もいれば、気付かなかつた人もいたであろう。警報機がどこにあるかについてや、どのような場合に鳴るのかについては、セキュリティ上の観点から明らかにできない。」旨の説明を得たところである。

二について

財務省大臣官房が中心となつて起草した上で、政府として答弁したものである。

三について

前回答弁書は、政府としては、中川前財務大臣

臣のバチカン博物館への訪問に関する同大臣のテレビ番組における発言の趣旨について質問を受けたものと認識し、当該答弁書の作成時に置いて確認している事実を踏まえ答弁したものであり、適切であつたと認識している。

平成二十一年三月二十七日提出
質問 第二一五五号

韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する再質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第一八一号)を踏まえ、再質問する。

一 韓国慶尚北道教育庁が、国定教科書だけでは竹島についての教育は不十分として、我が国固有の領土である竹島は韓国領であるとする教科書「独島」を発刊している。右につき、「前回答弁書」では「御指摘の教科書に関する報道については、在釜山日本国総領事館が最初に承知し、外務大臣にも報告している」との答弁がなされているが、前回質問主意書で問うた、外務省がいつ「独島」の発刊を知ったか、中曽根弘文外務大臣に対していつ報告がなされたかという点については何も明らかにされていない。在釜山日本国総領事館は何月何日、「独島」の発刊を知り、その後何日に中曽根大臣に報告がなされたのか再度質問する。

二 前回質問主意書で、在韓国日本国大使館はじ

め外務本省は「独島」を入手しているかと問うたが、「前回答弁書」では何の答弁もなされていない。外務省として、現在「独島」を入手しているか否か、再度質問する。

三 前回質問主意書で、「独島」の発刊に対する外務省の見解を問うたが、「前回答弁書」では何の答弁もなされていない。「独島」の発刊に対して外務省としてどのような見解を有しているか、再度質問する。

四 前回質問主意書で、「独島」の発刊について、在韓国日本国大使館または外務本省より韓国側に抗議をしたかと問うたが、「前回答弁書」では「政府としては、大韓民国に対し、累次にわたる竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を申し入れてきており、引き続きこの問題の平和的な解決を図るため粘り強い外交努力を行つていく考えである。」との答弁がなされ、抗議をしているのか否かが明白ではない。具体的な抗議の内容を問うことは避けるところ、「独島」の発刊について、外務省として韓国側に抗議をしたのか否か、右一点についてのみ明らかにすることを求める。

右質問する。

内閣衆質一七一第二五五号

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の教科書に関する報道については、在金山日本国総領事館が本年二月に承知し、その後、外務大臣にも報告しているが、その他のお尋ねについては、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があることから、お答えすることを差し控えたい。

四について

先の答弁書(平成二十一年三月十三日内閣衆質一七一第一八一号)十から十二までについてお答えしたとおり、外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、大韓民国との関係もあり差し控えたいが、政府としては、大韓民国に対し、累次にわたり竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を申し入れてきており、引き続きこの問題の平和的な解決を図るため粘り強い外交努力を行っていく考えである。

平成二十一年三月三十日提出
質問 第二五 六 号

風車による健康被害と補助金交付認定に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

風車による健康被害と補助金交付認定に関する質問主意書

第一七〇国会において「風力発電施設に関する質問主意書」を提出し、二酸化炭素削減効果、低

周波騒音による健康被害、被害者の救済措置等、景観破壊と国立・国定公園の維持などについて政府の見解を求めた。しかし、極めて不十分な答弁と考えざるを得なかった。風車による健康被害の認識、健康被害者救済と被害拡大の防止、補助金認定要件の適正運用と申請書類精査等について、あらためて確認したい。

従って、次の事項について質問をする。

一 風力発電施設運転による健康被害の認識と調査研究について

先般の質問主意書において、風力発電による健康被害について具体的な事例をあげて、被害発生に関する政府の考えを明らかにするよう求めた。それに対する答弁は、『低周波音対策検討調査委員会』が平成一五年三月に取りまとめた報告書においては、各国の低周波音に関するガイドライン並びに過去の研究報告を踏まえ、『一般住空間における低周波音のレベル程度では、病的な影響を引き起こす直接的な要因となる可能性は少ないものと思われる。』と整理されている。』というものであった。

しかし、質問において示したように、風車近隣においては、多様な被害症状が数多く訴えられており、被害者の多くは、風車運転の停止時ないし居住地域から離れると症状は治まる、と述べている。このことは、風車による健康への影響を明確に示すものと考えられる。

そこで、風車運転による健康被害についての認識と調査研究にかかわる問題等について政府の見解を問う。

一) 近年、風力発電施設建設は、東海地方から

中部山岳地帯、紀伊半島などに進出し、居住区の間近にウインドファームと称する大型の風車群が建てられるようになった。その結果、風車周辺の住民から、不眠、血圧上昇、めまい、頭痛、吐き気、腹痛、全身のこり、圧迫感など多様な健康への影響が訴えられるようになったという。引越越しを余儀なくされた住民や、血圧上昇により倒れて入院し、亡くなられた方もいるという。このような事態を政府は承知しているか。また、どのような対処を考えているか。

二) 環境省は、低周波音による苦情の申し立てへの対応の目安として「参照値」を示し、参照値以下の音圧レベルであっても、一〇パーセント以下で苦情の申し立ての可能性があるとされているが、静岡県東伊豆町では、一昨年末に一〇基の風車が建設を終えて試験運転に入ったところ、ただちに近隣居住者の三割以上から被害の訴えが出され、町には苦情が殺到したという。愛知県豊橋市細谷地区、愛媛県伊方町でも同様の状況だったという。こうした被害状況は「各国の低周波音に関するガイドライン並びに過去の研究報告を踏まえ」て「整理」しただけで影響評価ができるものではない、と考える。

政府は、環境省においてまず、被害多発地域で実態調査をおこない、調査と同時に、被害者宅において超低周波・低周波音の測定をして被害との関連を明らかにするよう努める必要があるのではないか。考えを伺いたい。

三) 先の質問主意書への政府答弁における「一般住空間」とはいかなる空間、地域を指すの

か、風車周辺居住区域は「一般住空間」にあたるのか、明らかにされたい。また、「一般住空間における低周波音のレベル」とはどの程度の音圧レベルなのか、1/3オクターブバンドの測定評価量レベルで示したいただきたい。

二 風力発電施設運転に伴う健康被害者の救済と被害拡大の防止について

先の質問主意書において、既設風車により健康を害されている被害者の救済を求めた。政府は、電気事業法、同法施行令、騒音規制法など関連法規とその条文、条項を列記して答弁としている。被害者救済と被害拡大防止には現行法規上の制約があることは認識しているが、政府答弁のままで被害者を放置しておくことになる。よって問題解決のために以下の質問をする。

一) 当面、風車被害発生地域における騒音測定を早急に実施し、規制基準を超える地域については風車運転停止の措置を講じるよう、国は都道府県知事への指導を徹底する必要があると考えるが、いかがか。

二) 騒音測定結果が規制基準値に満たない場合であっても被害は起こる。風車による健康被害は、 80Hz 以上の周波数における可聴音によるものではなく、それ以下の周波数帯域の超低周波・低周波騒音が原因とされている。風車騒音には、超低周波・低周波音成分が卓越して存在しており、こうした場合、騒音の測定評価法(A特性等価騒音レベル)では、これらの周波数帯域成分が過小に評価されるか、無視されることになる。WHO(世

保健機関)は、「環境騒音のガイドライン」で一般騒音測定は測定評価法として不適切であると指摘している。したがって風車被害地域においては、国の責任で1/3オクターブバンドによる測定とその影響評価をおこなう必要があると考えるが、いかがか。

3) 現在、被害は急速に広がっている。しかし、現行法規内においては風車運転を規制する法律はない、とするならば、あらたな措置を可能とする立法により既設風車による被害者を救済すると同時に、被害の拡大を防がなければならぬ。このためには二つの法律が必要になる。ひとつは「一定範囲の風力発電施設について、法の効力によって夜間の運転停止を可能にする「臨時措置法」(仮称)であり、もうひとつは、風車の建設について居住区から一定の距離をとる建設距離規制(セツトバック)を定めた法律である。これらの立法により被害者を救済し、被害の拡大を防止する必要はあると考えるか。政府の今後の取り組みについての見解をお聞かせいただきたい。

三 補助金交付手続き上の認定要件適用の問題点と申請書類精査の必要性について

補助金交付にかかわる質問については、先の答弁では「……その交付に当たっては、申請者に環境影響調査及び地元住民との協議等の実施を求めるとともに、外部の有識者により構成される審査委員会において採択審査を実施するなど、適切に執行している。」とのことであった。しかし、補助金交付決定が審査委員会での採択審査に付され、その精査のもとで決定がなされ

ているのであれば、申請者である事業者は、交付要件とされる環境影響調査および地元調整をきちんと実施しているのだから、各地域において紛争、反対運動など起きるはずがない。しかし実態は、風車建設予定地域で紛争、反対運動が起き混乱が続いている。この事実をどう考えるのか。以下、「環境影響調査」と「地元調整」について、東伊豆町のクリーンエナジーファクトリー(株)(以下CEF)および南伊豆町の(株)Jパワー等(以下電源開発等)による事業展開の具体的事実に基づいて問題点を指摘する。「適切に執行している。」とする政府答弁が適切であったのか、再度、明確な回答を求める。

1) 「環境影響調査および地元調整の実施」については、「新エネルギー事業者支援対策費補助金を応募される事業者のための新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第八条に基づく利用計画の認定について(経済産業大臣の認定申請手続き)」および「経済産業省の各地方局から出される「事業者への募集要項」に交付認定要件として実施が求められている。補助金交付を求めて事業を展開しようとする事業者は、要件としての「環境影響調査および地元調整」を誠実に実施、履行する義務を負わされていると考えるが、いかがか。

2) 環境影響評価方法書並びに環境影響評価書(案)に対する住民の「意見書」への回答が拒否されたが、このようなことは許されるのか(CEF)。

3) 縦覧にも付さずに、環境影響評価書(案)を環境影響評価書と偽って添付し補助金交付申

請をすることが「適切」なのか(CEF、電源開発等)。

4) 本来、環境影響評価書に基づいておこなわれるべき地元説明会を開催せず、建設予定地周辺住民への周知さえ欠いたまま、環境影響評価書(案)の縦覧前に首長の事業への同意印を取り付けて補助金交付申請をすることは不適切と思うが、いかに考えるか(CEF、電源開発等)。

5) 前項の状態で首長の同意印を取り付けて地元承諾とすることは補助金交付申請手続き上、「適切」といえるのか(CEF)。また、前記のような手続きのもとになされた申請について、交付決定をすることが「適切に執行している。」ことになるのか(CEF、電源開発等)。

6) 事実を踏まえない事業者の一方的報告や補助金交付申請のもとでの事業展開により各地域で紛争並びに建設反対運動が多発している。これらは所管官庁である資源エネルギー庁の不適切な交付決定によるところが大きいと考えるが、いかがか(CEF、電源開発等)。

7) 南伊豆町では、送電線の土地使用権取得に関して、同意を与えていない土地所有者への断りもなく測量用の杭を打ち込み、土地所有者の権利を侵して土地利用の承諾を迫っている。事業者のかかる不法行為による承諾の取り付けについて政府はどのように考えるか(電源開発等)。

右質問する。

内閣衆質一七一第二五六号

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員保坂展人君提出風車による健康被害と補助金交付認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員保坂展人君提出風車による健康被害と補助金交付認定に関する質問に対する答弁書

一の1)及び2)について

一部の風力発電施設の近隣住民が健康影響を訴えていることは承知しているが、一般に、健康影響と風力発電施設の稼働との間の関係については明らかとはなっていないものと承知している。

いずれにせよ、経済産業省においては、民間事業者が風力発電施設を設置する際、その設置に要する費用の一部を補助する事業を実施していることから、風力発電施設の稼働後に騒音等の問題が発生した場合にも、個別事案ごとに、騒音等を含む環境影響について事業者から状況を聴取するなど、その実情の把握に努めている。また、環境省においては、平成二十年度に請負契約者が設置した「移動発生源等の低周波音に関する検討会」において、風力発電施設から発生する低周波音に関する検討を行っており、実態調査の実施を含め、知見の充実に努めているところである。

政府としては、今後とも、風力発電施設の稼

働に伴う騒音等の影響について注視してまいりたい。

一の(3)について

環境省の請負契約者が設置した「低周波音対策検討調査検討委員会」が平成十五年三月に取りまとめた報告書において、「一般住空間」とは、工場等の特殊な環境を除いた、人が通常生活している空間を指すものとされている。また、「一般住空間における低周波音のレベル」について、一概にお示しすることは困難であるが、「一般住空間における低周波音のレベル程度では、病的な影響を引き起こす直接的な要因となる可能性は少ないものと思われる」との整理は、過去の研究調査において様々な条件下で得られた知見等を基に導き出されたものである。

なお、当該報告書において検討していた工場等から発生する低周波音と比較して、風力発電施設から発生する低周波音は、音圧レベル等が変動する可能性があるなどその特性が異なる可能性が指摘されていることから、風力発電施設から発生する低周波音について、知見の充実に努めているところである。

二の(1)から(3)までについて

一の(1)及び(2)についてでお答えしたとおり、環境省においては、請負契約者が設置した「移動発生源等の低周波音に関する検討会」において、風力発電施設から発生する低周波音について、実態調査の実施を含め、知見の充実に努めているところである。政府としては、これらの知見を基に、都道府県知事との連携の必要性等、風力発電施設から発生する騒音等への対応

について検討してまいりたい。

三の(1)及び(6)について

経済産業省においては、民間事業者が風力発電施設を設置する際の費用の一部を補助するに当たり、申請者に環境影響調査及び地元住民との協議等の実施を求めるとともに、外部の有識者により構成される審査委員会において採択審査を実施している。また、稼働後に騒音等の問題が発生した場合にも、個別事案ごとに、騒音等を含む環境影響について事業者から状況を聴取するなど、その実情の把握に努めているとともに、適切に対応するよう事業者に促している。今後とも、補助事業の適切な実施に努めてまいりたい。

三の(2)から(5)までについて

御指摘の事例においては、民間事業者が環境影響評価書(案)を縦覧に付すとともに、地元住民等に対し意見を募集しており、当該意見及びこれらについての事業者の見解を付した上で、環境影響評価書として取りまとめたことと承知している。また、事業内容については、地元の町長及び自治会長等に対して説明を実施した上で地元承諾書を取得したと承知しており、地元承諾書の取得という補助金交付に当たつての要件は満たされていると考えている。なお、御指摘の「環境影響評価書(案)」を環境影響評価書と偽って添付し補助金交付申請がなされたという事実はない。

三の(7)について

御指摘の件については、当事者間で話合いが行われていると聞いている。

平成二十一年三月三十日提出
質問 第二五七号

「奨学金返還延滞増加」と「回収策強化」を巡る問題についての政府の認識に関する質問
書

提出者 保坂 展人

「奨学金返還延滞増加」と「回収策強化」を巡る問題についての政府の認識に関する質問
主意書

独立行政法人・日本学生支援機構は、大学生に貸与された「奨学金」の返済延滞理由の多くが「失業」「借金返済」「低収入」など経済的に困難な状態に陥っている実態を無視し、全国銀行個人信用情報センターへの延滞個人情報提供に向けた「同意書」の提出手続きを開始した。

そもそも多くの延滞債権を生み出した原因は、有利子貸与を政策的に増加させて、大学・大学院卒業と同時に多額の「借金返済」を背負った労働者を大量に生み出し、「教育の機会均等の原則」に反する「奨学金」制度の教育ローン化を進めてきたからである。

今日、全労働者の三分の一が「不安定雇用」の状態に置かれ、年収二百万円以下の労働者が一千万人を超え、格差の拡大と貧困化が急速に進んでいる。不安定雇用労働者の多くが「最低限度の生活」を営むことさえ困難な状況下に置かれ、生活保護申請も急増している。「生活保護基準」以下の収入となっている「返還者」の存在とその実態を把握し、緊急対策を講じることこそ問われている。

このような日本学生支援機構側の姿勢は将来ある若者の未来をいたずらに奪うものであり、人権

上からも大変問題であるといわざるを得ないものである。

よって、以下質問する。

一 一九六六年に国連総会で採択された国際人権A規約十三条二項(c)は「高等教育は：無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」と定めている。政府は、同規約を一九七九年に批准しながら、この条項については留保し続け、GDPに対する公財政支出学校教育費の割合を低く抑えてきたことが「私費負担率が高く高学費の高等教育を生み出し、「教育の機会均等」を歪めてきた。しかも、「高等教育を受ける機会」が奪われないように制度設計すべき「奨学金」が返還義務のない「給付制」ではなく「貸与制」であり、有利子貸与のみを政策的に増加させて、返済する経済基盤のない学生を「多額の債務者」として社会に送り出す事実上の「貸金業」に奨学金制度を変質させてきた。政府はこうした政策的な問題点を率直に認めるべきと考え、その見解を明らかにされたい。

二 政府は、日本学生支援機構の「高等学校等奨学事業」を都道府県に移管し、制度・財源の均等化を図ることなく「都道府県格差」を生み出してきた。

現在、各都道府県高等学校等奨学事業を受けている高校生の人数、貸与金額の総額、返還状況や延滞状況・延滞理由の実態を把握しているか。各都道府県高等学校等奨学事業の返還免除の基準及び免除率を把握しているか。申請者が増加している現状と希望しながら受給できない

かつた人数を把握しているか。高等学校における授業料免除率がどう推移しているか把握しているか。公・私立高等学校等の退学理由として「経済的な理由」がどの程度の割合となっているのか明らかにされたい。

三 政府は、日本学生支援機構が進めている全国銀行個人信用情報センターへの延滞個人情報提供に向けた実務作業を直ちに凍結させ、奨学金事業の根拠法となる憲法・教育基本法の原則に立ち返って、根本的な見直しを図るべきと考え。本来、貸金業者相互の個人信用情報を提供することによって多重債務の貸倒れを防止するのが全国銀行個人信用情報センターへの個人情報提供の主旨である。機構は、「教育の機会均等原則」を保障する公的機関として奨学金事業を行うことが(独)日本学生支援機構法にも明記されている。今回の延滞個人情報提供の根拠は、機構法の第何条に基づくものであるのか、その根拠条文を明らかにされたい。また、個人情報提供に向けた「同意書」について、新規採用者だけでなく、返還者や貸与継続者にも「同意書」の提出を求め、貸与継続者が「同意書」を提出しない場合は「貸与を廃止する」「学位を授与しない」という事実上の「強制」さえ行っている。そもそも、返還者や貸与継続者に新たな「同意書」の提出を求めることは契約の重大な変更に当たる。契約変更の同意もなく「個人情報提供」の「同意書」を提出させる根拠を明確に示してもらいたい。

内閣衆質一七一第二五七号

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員保坂展人君提出「奨学金返還延滞増加」と「回収策強化」を巡る問題についての政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員保坂展人君提出「奨学金返還延滞増加」と「回収策強化」を巡る問題についての政府の認識に関する質問に対する答弁書

一について

我が国においては、高等教育に係る経費については、高等教育を受ける者と受けない者との負担の公平を図る必要があり、また、無償化のための財源を確保することが困難であることを踏まえ、高等教育を受ける学生等に対して適正な負担を求めるという方針を採っていること等から、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第六号)第十三条2(c)の規定の適用に当たり、「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保している。

また、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金事業については、奨学金の返還を通じて学生等の自立心や社会への還元意識の涵養等の教育効果が期待され、返還金を再度原資とすることにより、限られた財源で、より多くの学生等に奨学の措置を講ずること

とができることから、学資を貸与することとしているところである。

二について

都道府県による奨学金事業に関するお尋ねの事項のうち、文部科学省においては、学資の貸与を受けている高校生の人数、貸与金額の総額及び学資の貸与を申請しながら貸与を受けられなかった者の人数については、平成十九年度の数値を把握しているが、それ以外の奨学金の返還状況や返還免除基準等については、把握していない。

また、国立及び都道府県立の高等学校の授業料減免については、毎年度調査を行い、授業料減免者の生徒総数に占める割合の推移を把握している。

平成十九年度に経済的理由で高等学校を中途退学した生徒数の中途退学者総数に占める割合は、三・六パーセントとなっている。

三について

文部科学省としては、御指摘の「延滞情報の提供」については、奨学金の貸与に伴う業務の一環として行われているものと承知しており、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一項第一号に定める業務に含まれるものと考えている。

また、文部科学省としては、機構においては、御指摘の「延滞者情報の提供」により、奨学金返還に係る延滞者への金融機関による過剰貸付けを抑制し、多重債務化を防止することは、教育的な観点からも極めて有意義であるとともに、返還促進を図る上でも有効であるとの考え

から、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」(以下「同意書」という。)の提出を求めているものと承知しているが、奨学生が同意書を提出しない場合の措置については、現下の経済情勢も踏まえつつ、機構に対して、慎重な対応を求めまいりたいと考えている。

平成二十一年三月三十日提出
質 問 第 二 五 八 号

脱北者に我が国への入国を認める際の外務省の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

脱北者に我が国への入国を認める際の外務省の対応に関する質問主意書

本年三月二十七日、大阪地方検察庁は、北朝鮮を脱出した日本人妻の親族を装い、我が国に不法入国したとして、中国人三名を入管難民法違反で逮捕した。右の事件(以下、「不法入国事件」という。)に関し、日本人妻の斎藤博子容疑者の親族を装い逮捕された中国人三名について、外務省が面談することなく、電話でのやり取りと書類審査のみで親族と認定していたと報道されている。右を踏まえ、質問する。

一 これまで我が国への入国が認められた脱北者は計何名いるか。

二 脱北者に我が国への入国を認める際、政府においてどのような認定作業を行って来たのか説明されたい。

三 二の認定作業は、脱北者を除く他の外国人に對するものと異なるか。

四 二の認定作業の中に、外務省職員始め政府職

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出脱北者に我が国への入国を認める際の外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一について

「平成十九年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告」においては、「政府としてこれまでに関知している範囲では、百名強の脱北者が我が国に入国している」としている。二から四までについて

脱北者等が我が国の在外公館に保護を求めた場合については、同人の人定事項や希望等を、館員との面談等を通じて確認した上で、生命又は身体の安全確保等の人道的観点、関係国との関係等を総合的に考慮して個別具体的に対応を検討することとしている。

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項の上陸申請を行った外国人に対しては、脱北者であるか否かを問わず、同法第七条第一項の審査を実施している。

五から八まで及び十について

お尋ねについては、現在、公判係属中の事件にかかわる事柄であり、答弁することは差し控えたい。

九について

御指摘の「事件」以外に、これまでに脱北者を装い、不法に入国したとして検挙された事例は確認されていない。

平成二十一年三月三十日提出
質問 第二五九号

総務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

総務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する質問主意書
本年三月二十七日総務省は、中央省庁やその出先機関を対象に行ったセクハラ対策に関する調査結果（以下、「調査結果」という。）を公表し、省庁の内外から選別されるセクハラ相談員の配置や研修体制の不備が明らかになったとして、全十六府省に改善を勧告している。右を踏まえ、質問する。

一 外務省においてセクハラ相談員は何名いるか。
二 一の相談員の性別並びに出身省庁を明らかにしたい。
三 「調査結果」によると、セクハラ相談員の研修について、外務省、法務省はじめ十二機関で教材などを全く配付していなかったとのことであるが、外務省においてセクハラ相談員に教材を配付していなかったというのは事実か。

四 三で、事実ならば、それはなぜか。
五 昨年十二月十二日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七〇第三〇八号）で外務省は、同省におけるセクハラ防止体制に関して「外務省としては、人事院規則一〇一〇（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関する必要な措置を講ずるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合

においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じるための体制を整備しているものと認識している。」と答弁している。外務省として、セクハラ相談員に教材を配付していなかったことは、右答弁の内容に反するものであり、外務省として事実関係と齟齬を来す答弁をしていたことにはなるのではないか。中曽根弘文外務大臣の見解如何。

六 「調査結果」によると、外務省はじめ中央省庁に義務付けられている職員採用時におけるセクハラ防止研修も、外務省では二〇〇七年に実施しておらず、非常勤職員に対する研修も行っていないかったとのことであるが、右は事実か。
七 六で、事実ならば、それはなぜか。

八 外務省として、職員採用時におけるセクハラ防止研修を実施せず、また非常勤職員に対する研修も行っていないかったことは、五の答弁の内容に反するものであり、外務省として事実関係と齟齬を来す答弁をしていたことになるのではないか。中曽根大臣の見解如何。

九 「調査結果」で指摘された点について、外務省として今後どのような対応をとる考えであるのか説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一七一第二五九号
平成二十一年四月七日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出総務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出脱北者に我が国への入国を認める際の外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

員が脱北者と面談することは含まれているか。
五 「不法入国事件」で逮捕された中国人三名に対し、外務省として面談をしておらず、電話でのやり取りと書類審査のみで齋藤容疑者の親族とし、脱北者として認定したというのは事実か。
六 五で、事実なら、それはなぜか。
七 今回「不法入国事件」が起きた原因は何か。政府、特に外務省の見解如何。
八 「不法入国事件」で逮捕された中国人三名に対し、外務省として面談をせず、電話でのやり取りと書類審査のみで脱北者と認定したことは適切か。右は、「不法入国事件」が起きる原因の一つとなったのではないか。
九 一のこれまで我が国への入国が認められた脱北者のうち、「不法入国事件」で逮捕された中国人三名同様、脱北者であることを偽って入国した者がいる可能性も否定できないと考えるが、政府、特に外務省の認識如何。
十 「不法入国事件」で逮捕された中国人三名に対し、外務省として面談をせず、電話でのやり取りと書類審査のみで脱北者と認定したことは、外務省の不作為に該当するのではないか。外務省の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七一第二五八号
平成二十一年四月七日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出脱北者に我が国への入国を認める際の外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出脱北者に我が国への入国を認める際の外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男提出総務省により不
備を指摘された外務省におけるセクハラ対
策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省におけるセクシュアル・ハラスメント
相談員は、本省及び外務省研修所においては十
三名配置されているほか、各在外公館において
おおむね一名から三名配置されている。これら
の者のうち、約六割が男性であり、約四割が女
性である。これらの者はおおむね外務省出身者
であるが、医療関係者等の外務省出身者以外の
者も含まれる。

三から九までについて

外務省としては、人事院規則一〇一〇(セ
クシュアル・ハラスメントの防止等)に基づ
き、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排
除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セク
シュアル・ハラスメントに起因する問題が生じ
た場合においては、必要な措置を迅速かつ適切
に講ずるための体制を整備してきているが、御
指摘の勧告があったことも踏まえ、セクシュア
ル・ハラスメントの防止及び排除のための体制
の一層の強化に努めていく考えである。

平成二十一年三月三十日提出
質問 第二六〇号

一九八〇年三月当時の在ソ連日本国大使館に
おける大使館員の行動に係る内規等に関する
第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九八〇年三月当時の在ソ連日本国大使館
における大使館員の行動に係る内規等に関
する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七二第三六号)及び
「前々回答弁書」(内閣衆質一七二第二〇号)を踏
まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、一般に、外務省における
内規に関する書類は、当該内規が廃止された後
何年間保管されるかと問うたところ、「前回答
弁書」では「一般に、外務省における内規に関す
る書類は、他の様々な文書と同様に、事案に応
じて作成又は取得してから三十年を上限として
保管される。」との答弁がなされている。右答弁
には「三十年を上限として」とあるが、外務省に
おける内規に関する書類が廃棄される時期は、
具体的にどの様な検討がなされて決められるの
か説明されたい。

二 前々回質問主意書で、一九八〇年当時、在ソ
連日本国大使館においては、大使館員がソ連国
内を行動する際は、単独ではなく必ず二人以上
で行動する様義務付ける内規(以下、「内規」と
いう。)があったと承知するが、「内規」はいつか
らいつまで存在したか、「内規」に違反した者に
対する罰則は、当時設けられていたかと問うた
ところ、「前々回答弁書」では「お尋ねについて
は、当時の記録が残っており、お答えするこ
とは困難である。」との答弁がなされている。前
回質問主意書で、右は「内規」を記録した書類が
一切残されていないということかと問うたところ
、「前回答弁書」では「お尋ねについては、御
指摘の時期から既に相当の年月が経過してお
り、外務省において保管している文書からは確

認できず、お答えすることは困難である。」との
答弁がなされている。また「前々回答弁書」で、
現在内閣官房副長官の任に就いている漆間巖氏
はかつて一等書記官として「大使館」に赴任して
いた時期に、当時の漆間一等書記官に対して
「内規」は適用されていたかとの問いに対して
「お尋ねについては、当時の記録が残っており
ず、お答えすることは困難である。」との答弁が
なされていることについて、前回質問主意書
で、外務省は漆間副長官本人に直接確認を取っ
ているかと問うたところ、「前回答弁書」では
「お尋ねについては、御指摘の者に確認を行っ
た。」との答弁がなされている。右の漆間副長官
に対する確認(以下、「確認」という。)は、い
つ、どこで、誰によって行われたのか、その具
体的日時、場所、並びにそれを行った者の官職
氏名を全て明らかにされたか。

三 「確認」を記録した文書は作成されているか。
いるのなら、当該文書は政府部内のどこで保管
されているのか説明されたい。

四 「確認」に対する漆間副長官の回答はどの様な
ものであったか説明されたい。

五 漆間副長官の回答は、本年三月十九日に閣議
決定された政府答弁書「内閣衆質一七一第二〇
一号」で「一般に、内閣官房副長官は誠実である
ことが求められるものと考えている。」とされて
いる様に、内閣官房副長官足り得る誠実なもの
であったか。また、漆間副長官の回答は、同じ
く右の答弁書で「いつわりのないこと、また、
率直なこと(出典 広辞苑)とされていると承知
している。」と定義付けされている、正直なもの
であったか。

六 前回質問主意書で、漆間副長官は、「内規」の
存在を記憶しているか、漆間副長官は、本年一
月三十日、講談社より発行された『ドキュメン
ト秘匿捜査』という著書(以下、「著書」という。)
の七十一頁と七十三頁に記述されている様に、
「毒ウォッカ事件」の調査のため、単身で事件の
現場に足を運んだことを記憶しているか、漆間
副長官が「内規」の存在並びに「著書」にある様に
「毒ウォッカ事件」の調査のため、単身で事件の
現場に足を運んだことを記憶しているのなら、
それは当時として「内規」に違反する行動をとっ
たことになるかと考えるが、漆間副長官は、当時
その様な認識を有していたかと問うたところ、
「前回答弁書」では「情報収集活動を含む大使館
員の館外での活動の在り方等について具体的に
述べることは、今後の情報収集等に支障を来す
おそれがあるため、お答えすることは差し控え
たい。」との答弁がなされている。当方が問うて
いる「内規」は、ソ連邦時代のものであり、ソ連
邦が崩壊して既に十八年の年月が経過してい
る。それでも尚、「内規」があったか否か、また
漆間副長官が「著書」の七十一頁と七十三頁にあ
る様な行動をとったか否かを明らかにすること
で、右答弁にある様に「今後の情報収集等に支
障を来すおそれがある」と外務省が認識してい
るのなぜか。

七 漆間副長官は「内規」があったか否か、また
「著書」の七十一頁と七十三頁にある様な行動を
とったか否かについて、確たる記憶を有してい
るか。漆間副長官本人による答弁を求める。
右質問する。

内閣衆質一七一第二六〇号
平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九八〇年三月当時の在ソ連日本国大使館における大使館員の行動に係る内規等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出一九八〇年三月当時の在ソ連日本国大使館における大使館員の行動に係る内規等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

一般に、外務省における内規に関する書類は、他の様々な文書と同様に、事案の内容に応じて、保存期間が設定され、保存期間が満了した時点で、廃棄等につき判断されることになる。

二及び三について

お尋ねについては、秘書官を通じて本人に確認したが、記録を作成していないため、これ以上詳細にお答えすることは困難である。

四から七までについて

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十一年三月二十七日内閣衆質一七一第二三六号)三、四及び九から十一までについて述べたとおり、情報収集活動を含む大使館員の館外での活動の在り方等について具体的に述べることが、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十一年四月七日

提出者

農林水産委員長 遠藤 利明

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条の二」に改める。

第一条中「公共の福祉の増進」を「農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護」に改める。

第十九条の十三の次に次の一条を加える。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

第十九条の十四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「表示に関する指示等」を付し、同条

第一項中「前条第一項」を「第十九条の十三第一項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第十九条の十三第三項」に改める。

第十九条の十四の次に次の一条を加える。

第十九条の十四の二 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の

公表が行われるものとする。

第七章中第二十四条の前に次の一条を加える。

第二十三条の二 第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地(原料又は材料の原産地を含む。)について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十九条第一項第一号中「第二十四条」を「第二十三条の二又は第二十四条」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理由

最近の飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 外国等に対して裁判権が及ぶ範囲

第一節 免除の原則(第四条)

第二節 裁判手続について免除されない場合(第五条—第十六条)

第三節 外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について免除されない場合(第十七条—第十九条)

第三章 民事の裁判手続についての特例(第二十条—第二十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、外国等に対して我が国の民事裁判権裁判権のうち刑事に係るもの以外のものをいう。第四条において同じ。が及ぶ範囲及び外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「外国等」とは、次に掲げるもの(以下「国等」という。)のうち、日本国及び日本国に係るものを除くものをいう。

一 国及びその政府の機関

二 連邦国家の州その他これに準ずる国の行政区画であつて、主権的な権能を行使する権限を有するもの

三 前二号に掲げるもののほか、主権的な権能を行使する権限を付与された団体(当該権能の行使としての行為をする場合に限り。)

四 前三号に掲げるものの代表者であつて、その資格に基づき行動するもの

(条約等に基づく特権又は免除との関係)

第三条 この法律の規定は、条約又は確立された

国際法規に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼすものではない。

第二章 外国等に対して裁判権が及ぶ範囲
第一節 免除の原則

第四条 外国等は、この法律に別段の定めがある場合を除き、裁判権（我が国の民事裁判権をいう。以下同じ。）から免除されるものとする。

第二節 裁判手続について免除されない場合

(外国等の同意)

第五条 外国等は、次に掲げるいずれかの方法により、特定の事項又は事件に関して裁判権に服することについての同意を明示的にした場合に、訴訟手続その他の裁判所における手続（外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続を除く。以下この節において「裁判手続」という。）のうち、当該特定の事項又は事件に関するものについて、裁判権から免除されない。

一 条約その他の国際約束

二 書面による契約

三 当該裁判手続における陳述又は裁判所若しくは相手方に対する書面による通知

2 外国等が特定の事項又は事件に関して日本国の法令を適用することについて同意したことは、前項の同意と解してはならない。

(同意の擬制)

第六条 外国等が次に掲げる行為をした場合には、前条第一項の同意があったものとみなす。
一 訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立て
二 裁判手続への参加（裁判権からの免除を主張することを目的とするものを除く。）

三 裁判手続において異議を述べないで本案についてした弁論又は申述

2 前項第二号及び第三号の規定は、当該外国等がこれらの行為をする前に裁判権から免除される根拠となる事実があることを知ることができなかったやむを得ない事情がある場合であつて、当該事実を知つた後当該事情を速やかに証明したときには、適用しない。

3 口頭弁論期日その他の裁判手続の期日において外国等が出頭しないこと及び外国等の代表者が証人として出頭したことは、前条第一項の同意と解してはならない。

第七条 外国等が訴えを提起した場合又は当事者として訴訟に参加した場合において、反訴が提起されたときは、当該反訴について、第五条第一項の同意があったものとみなす。

2 外国等が当該外国等を被告とする訴訟において反訴を提起したときは、本訴について、第五条第一項の同意があったものとみなす。

(商業的取引)
第八条 外国等は、商業的取引（民事又は商事に係る物品の売買、役務の調達、金銭の貸借その他の事項についての契約又は取引（労働契約を除く。）をいう。次項及び第十六条において同じ。）のうち、当該外国等と当該外国等（国以外のものにあつては、それらが所属する国。以下この項において同じ。）以外の国の国民又は当該外国等以外の国若しくはこれに所属する国等の法令に基づいて設立された法人その他の団体との間のものに関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一 当該外国等と当該外国等以外の国等との間の商業的取引である場合
二 当該商業的取引の当事者が明示的に別段の合意をした場合
(労働契約)

第九条 外国等は、当該外国等と個人との間の労働契約であつて、日本国内において労務の全部又は一部が提供され、又は提供されるべきものに関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一 当該個人が次に掲げる者である場合
イ 外交関係に関するウィーン条約第一条(e)に規定する外交官
ロ 領事関係に関するウィーン条約第一条1(d)に規定する領事官
ハ 国際機関に派遣されている常駐の使節団若しくは特別使節団の外交職員又は国際会議において当該外国等（国以外のものにあつては、それらが所属する国。以下この項において同じ。）を代表するために雇用されている者
ニ イからハまでに掲げる者のほか、外交上の免除を享有する者

二 前号に掲げる場合のほか、当該個人が、当該外国等の安全、外交上の秘密その他の当該外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合
三 当該個人の採用又は再雇用の契約の成否に関する訴え又は申立て（いずれも損害の賠償を求めるものを除く。）である場合
四 解雇その他の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立て（いずれも損害の賠償を求めるものを除く。）であつて、当該外国等の元首、政府の長又は外務大臣によつて当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合
五 訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立てがあつた時において、当該個人が当該外国等の国民である場合。ただし、当該個人が日本国内に通常居住するときは、この限りでない。
六 当該労働契約の当事者間に書面による別段の合意がある場合。ただし、労働者の保護の見地から、当該労働契約に関する訴え又は申立てについて日本国の裁判所が管轄権を有しないとするならば、公の秩序に反することとなるときは、この限りでない。
(人の死傷又は有体物の滅失等)
第十条 外国等は、人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは毀損が、当該外国等が責任を負うべきものと主張される行為によつて生じた場合において、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していたときは、これによつて生じた損害又は損失の金銭による補填に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。
(不動産に係る権利利益等)
第十一条 外国等は、日本国内にある不動産に係

る次に掲げる事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外国等による占有若しくは使用

二 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外国等による占有若しくは使用から生ずる当該外国等の義務

2 外国等は、動産又は不動産について相続その他の一般承継、贈与又は無主物の取得によつて生ずる当該外国等の権利又は利益に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

(裁判所が関与を行う財産の管理又は処分に係る権利利益)

第十二条 外国等は、信託財産、破産財団に属する財産、清算中の会社の財産その他の日本国の裁判所が監督その他の関与を行う財産の管理又は処分に係る当該外国等の権利又は利益に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

(知的財産権)

第十三条 外国等は、次に掲げる事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 当該外国等が有すると主張している知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する知的財産に關して日本国の法令により定められた権利又は日本国の法律上保護される利益に係る権利をいう。次号において同じ。)の存否、効力、帰属又は内容

二 当該外国等が日本国内においてしたもの主張される知的財産権の侵害

(団体の構成員としての資格等)

第十四条 外国等は、法人その他の団体であつて

次の各号のいずれにも該当するものの社員その他の構成員である場合には、その資格又はその資格に基づく権利若しくは義務に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 国等及び国際機関以外の者をその社員その他の構成員とするものであること。

二 日本国の法令に基づいて設立されたものであること、又は日本国内に主たる営業所若しくは事務所を有するものであること。

2 前項の規定は、当該裁判手続の当事者間に当該外国等が裁判権から免除される旨の書面による合意がある場合又は当該団体の定款、規約その他これらに類する規則にその旨の定めがある場合には、適用しない。

(船舶の運航等)

第十五条 船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船舶の運航に関する紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該紛争に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、当該船舶が軍艦又は軍の支援船である場合には、適用しない。

3 船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船舶による貨物の運送に関する紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該紛争に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

4 前項の規定は、当該貨物が、軍艦若しくは軍の支援船により運送されていたものである場合又は国等が所有し、かつ、政府の非商業的目的

のみに使用され、若しくは使用されることが予定されているものである場合には、適用しない。

(仲裁合意)

第十六条 外国等は、当該外国等(国以外のものにあつては、それらが所屬する国。以下この条において同じ。)以外の国の国民又は当該外国等以外の国若しくはこれに所屬する国等の法令に基づいて設立された法人その他の団体との間の商業的取引に係る書面による仲裁合意に關し、当該仲裁合意の存否若しくは効力又は当該仲裁合意に基づく仲裁手続に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。ただし、当事者間に書面による別段の合意がある場合は、この限りでない。

第三節

外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について免除されない場合

(外国等の同意等)

第十七条 外国等は、次に掲げるいずれかの方法により、その有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることについての同意を明示した場合においては、当該保全処分又は民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

一 条約その他の国際約束

二 仲裁に關する合意

三 書面による契約

四 当該保全処分又は民事執行の手続における陳述又は裁判所若しくは相手方に対する書面による通知(相手方に対する通知にあつては、当該保全処分又は民事執行が申し立てられる原因となつた権利關係に係る紛争が生じ

た後に発出されたものに限る。)

2 外国等は、保全処分又は民事執行の目的を達することができるよう指定し又は担保として提供した特定の財産がある場合には、当該財産に対する当該保全処分又は民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

3 第五条第一項の同意は、第一項の同意と解してはならない。

(特定の目的に使用される財産)

第十八条 外国等は、当該外国等により政府の非商業的目的以外にのみ使用され、又は使用されることが予定されている当該外国等の有する財産に対する民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

2 次に掲げる外国等の有する財産は、前項の財産に含まれないものとする。

一 外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行に当たつて使用され、又は使用されることが予定されている財産

二 軍事的な性質を有する財産又は軍事的な任務の遂行に当たつて使用され、若しくは使用されることが予定されている財産

三 次に掲げる財産であつて、販売されておらず、かつ、販売されることが予定されていないもの

イ 当該外国等に係る文化遺産

ロ 当該外国等が管理する公文書その他の記録

ハ 科学的、文化的又は歴史的意義を有する展示物

3 前項の規定は、前条第一項及び第二項の規定の適用を妨げない。
(外国中央銀行等の取扱い)

第十九条 日本国以外の国の中央銀行又はこれに準ずる金融当局(次項において「外国中央銀行等」という。)は、その有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続については、第二条第一号から第三号までに該当しない場合においても、これを外国等とみなし、第四条並びに第十七条第一項及び第二項の規定を適用する。

2 外国中央銀行等については、前条第一項の規定は適用しない。

第三章 民事の裁判手続についての特例
(訴状等の送達)

第二十条 外国等に対する訴状その他これに類する書類及び訴訟手続その他の裁判所における手続の最初の期日の呼出状(以下この条及び次条第一項において「訴状等」という。)の送達は、次に掲げる方法によりするものとする。

一 条約その他の国際約束で定める方法

二 前号に掲げる方法がない場合には、次のイ又はロに掲げる方法

イ 外交上の経路を通じてする方法

ロ 当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法(民事訴訟法(平成八年法律第九号)に規定する方法であるものに限る。)

2 前項第二号イに掲げる方法により送達をした場合においては、外務省に相当する当該外国等(国以外のものにあつては、それらが所属する国)の機関が訴状等を受領した時に、送達があつたものとみなす。

3 外国等は、異議を述べないで本案について弁論又は申述をしたときは、訴状等の送達の方法について異議を述べる権利を失う。

4 第一項及び第二項に規定するもののほか、外国等に対する訴状等の送達に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(外国等の不出頭の場合の民事訴訟法の特例等)
第二十一条 外国等が口頭弁論の期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない場合における当該外国等に対する請求を認容する判決の言渡しは、訴状等の送達があつた日又は前条第二項の規定により送達があつたものとみなされる日から四月を経過しなければすることができない。

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する判決についての判決書又は民事訴訟法第二百五十四条第二項の調書(次項及び第四項において「判決書等」という。)の当該外国等に対する送達について準用する。

3 前項に規定するもののほか、判決書等の送達に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 第一項に規定する判決に対して外国等がする上訴又は異議の申立ては、民事訴訟法第二百八十五条本文(同法第三百十三条(同法第三百十八条第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第三百五十七条本文(同法第三百六十七條第二項において準用する場合を含む。若しくは第三百七十八条第一項本文の規定にかかわらず、判決書等の送達があつた日又は第二項において準用する前条第二項の規定により送達があつたものとみなされる

日から四月の不变期間内に提起しなければならぬ。

(勾引及び過料に関する規定の適用除外)

第二十二條 外国等については、民事の裁判手続においてされた文書その他の物件の提出命令、証人の呼出しその他の当該裁判手続上の命令に従わないことを理由とする勾引及び過料に関する民事訴訟法その他の法令の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の規定は、次に掲げる事件については、適用しない。

一 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁判所が職権で開始した第五条第一項に規定する裁判手続に係る事件

二 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁判所が職権で開始した外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行に係る事件

理 由

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約を踏まえて、外国等を当事者とする民事裁判手続並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する我が国の裁判権の範囲について規定するとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約を踏まえて、外国等を当事者とする民事裁判手続並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する我が国の裁判権の範囲について定めるとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において規律の対象となる「外国等」の意義については定めるものとする。

2 外国等に対する民事裁判手続について外国等が我が国の民事裁判権に服する場合

(一) 外国等が特定の事項又は事件に関して我が国の民事裁判権に服することについて明示的に同意した場合及び我が国の裁判所に自ら訴えを提起するなどした場合には、外国等は我が国の民事裁判権に服するものとする。

(二) 商業的取引、労働契約、人の死傷又は有体物の滅失等に関する裁判手続のうち一定のものについて、外国等は我が国の民事裁判権に服するものとする。

3 外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について外国等が我が国の民事裁判権に服する場合

(一) 外国等が、その有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることについて明示的に同意した場合及び保全処分又は民事執行の目的を達することができるように特定

の財産を担保として提供するなどした場合
には、外国等は我が国の民事裁判権に服す
るものとする。

(一) 外国等の有する商業用財産等に対する民
事執行の手続については、外国等は我が国
の民事裁判権に服するものとする。

(二) 外国中央銀行等の有する財産に対する保
全処分及び民事執行の手続については、そ
の明示的な同意がある場合等に限って、外
国中央銀行等は我が国の民事裁判権に服す
るものとする。

4 外国等に係る民事の裁判手続についての特
例

外国等に対する訴状等の送達、外国等が裁
判所に出頭しなかった場合の取扱い等、外国
等に係る民事の裁判手続についての特例を定
めるものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、外国等を当事者とする民事裁判手続
並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事
執行に関する我が国の裁判権の範囲について定
めるとともに、外国等に係る民事の裁判手続に
ついての特例を定めようとするものであり、そ
の措置は妥当なものと認め、これを可決すべき
ものと議決した次第である。

平成二十一年四月七日

法務委員長 山本 幸三
衆議院議長 河野 洋平殿

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部
を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成二十一年一月二十七日
内閣総理大臣 麻生 太郎

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一
部を改正する法律

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十
三年法律第二十六号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第一章 総則(第一条―第三条)」を
「第一章 総則(第一条・第二条)」を
第二章の二 基本方針及び高齢者居住安定確保

計画(第三条・第三条の二)に、「加齢対応構造等
を有する住宅への改良」を「住宅の加齢対応改良」
に、「第九十四条」を「第九十五条」に改める。

第三条第一項中「国土交通大臣」の下に「及び厚
生労働大臣」を加え、同条第二項中「高齢者のた
めの住宅の需要及び供給の現況及び将来の見通し
を勘案して」を削り、同項第五号を同項第七号と
し、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号
とし、同号の次に次の二号を加える。

五 高齢者がその居宅において日常生活を営む
ために必要な保健医療サービス及び福祉サー
ビスを提供する体制(次条第二項第二号ホに
おいて「高齢者居宅生活支援体制」という)の
確保に関する基本的な事項

六 次条第一項に規定する高齢者居住安定確保
計画の策定に関する基本的な事項
第三条第二項第二号を同項第三号とし、同項第
一号中「賃貸住宅」の下に「及び老人ホーム」を加

え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として
次の一号を加える。

一 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの
供給の目標の設定に関する事項

第三条第三項中「基本方針は」の下に、「高齢者
のための住宅及び老人ホーム並びに高齢者のため
の保健医療サービス及び福祉サービスの需要及び
供給の現況及び将来の見通しを勘案して定めると
ともに」を加え、同条第四項中「国土交通大臣」を
「国土交通大臣及び厚生労働大臣」に改め、「及び
厚生労働大臣」を削り、同条第五項中「国土交通大
臣」の下に「及び厚生労働大臣」を加え、第一章中
同条の次に次の一条を加える。

(高齢者居住安定確保計画)

第三条の二 都道府県は、基本方針に基づき、当
該都道府県の区域内における高齢者の居住の安
定の確保に関する計画(以下「高齢者居住安定確
保計画」という)を定めることができる。

2 高齢者居住安定確保計画においては、次に掲
げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内における高齢者に対
する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達
成するために必要なもの

イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム
の供給の促進に関する事項
ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正
化に関する事項

ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する
住宅の整備の促進に関する事項
二 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十
三号)第五条の二第三項に規定する老人デ

イ サービス事業その他の高齢者がその居宅
において日常生活を営むために必要な保健
医療サービス又は福祉サービスを提供する
ものとして政令で定める事業(以下「高齢者
居宅生活支援事業」という)の用に供する
施設の整備の促進に関する事項
ホ 二に掲げるもののほか、高齢者居宅生活
支援体制の確保に関する事項

三 計画期間

四 前三号に掲げるもののほか、当該都道府県
の区域内における高齢者の居住の安定の確保
に關し必要な事項

3 都道府県は、当該都道府県の区域内において
地方住宅供給公社(以下「公社」という)による

次に掲げる事業の実施が必要と認められる場合
には、前項第二号に掲げる事項に、当該事業の
実施に関する事項を定めることができる。

一 第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸
住宅及び認定支援施設の整備及び賃貸その他
の管理に関する事業

二 住宅の改良(改良後の住宅が加齢対応構造
等(加齢に伴って生ずる高齢者の身体機能
の低下の状況に対応した構造及び設備をい
う。以下同じ)であつて国土交通省令で定め
る基準に適合するものを有するものとするこ
とを主たる目的とするものに限る。以下「住
宅の加齢対応改良」という)に関する事業

4 都道府県は、高齢者居住安定確保計画に公社
による前項各号に掲げる事業の実施に関する事
項を定めようとするときは、当該事項につい
て、あらかじめ、当該公社及びその設立団体
(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二

十四号)第四条第二項に規定する設立団体を行い、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

5 都道府県は、高齢者居住安定確保計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、当該都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。次項において同じ。)に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、高齢者居住安定確保計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び厚生労働大臣並びに当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、高齢者居住安定確保計画の変更について準用する。
第二条の次に次の章名を付する。

第一章の二 基本方針及び高齢者居住安定確保計画

第四条中「受けるを申請する」に改める。
第五条中「登録を受けようとする者は」を「規定により登録を申請するときは、国土交通省令で定めるところにより」に改め、同条第五号中「又は設備(加齢に伴って生ずる高齢者の身体機能の低下の状況に対応した構造又は設備で国土交通省令

で定めるもの」を「及び設備(国土交通省令で定める加齢対応構造等であるもの」に、「構造又は設備の内容」を「加齢対応構造等であるもの」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 賃貸住宅の入居者の家賃その他賃貸の条件に関する事項
第六条を次のように改める。

(登録の基準等)
第六条 都道府県知事は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、当該申請に係る賃貸住宅が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一 賃貸住宅の各戸の床面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。
二 賃貸住宅の構造及び設備が、高齢者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 賃貸住宅の賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
四 その他基本方針(賃貸住宅が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域内にある場合にあつては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画。第十二条において同じ。)に照らして適切なものであること。

2 前項の登録は、高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)に次に掲げる事項を

記載してするものとする。

一 前条各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号

3 都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

第七条第一項中「登録の申請者」を「第四条の規定による登録の申請をした者」に改め、同条第二項中「登録の申請者」を「当該登録の申請をした者」に改める。

第八条第一項中「第四条の規定による」を「第六条第一項の」に改め、「(以下「登録住宅」という。)を削り、同条第二項中「規定による申請があつた場合」を「変更の登録について」に改める。

第十条中「登録住宅」を「第六条第一項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の登録を受ける高齢者円滑入居賃貸住宅(以下「登録住宅」という。)の」に、「拒み、又は賃貸の条件を著しく不当なものとして」を「拒んでは」に改める。

第十二条の見出しを「(報告の徴収等)」に改め、同条中「基本方針を勘案して、」を「当該登録住宅の管理の状況について報告を求め、又は」に改め、「(関し)」の下に、「基本方針を勘案して、」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第十三条の見出しを「(指示)」に改め、同条第一項中「に虚偽の事実があつたときは、」を「が事実と異なるときは、その」に、「当該」を「当該に改め、同条第二項中「対し」の下に、「同項の規定による」を、「申請」の下に「をすべきこと」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、登録住宅が第六条第一項各

号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録住宅の賃貸人に對し、その登録住宅を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第十四条第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録住宅の賃貸人に通知しなければならない。

第三十条第一項中「住宅等」を「住宅その他の建物」に、「しようとする」を「行おうとする」に改め、同条第二項第三号中「加齢に伴って生ずる高齢者の身体機能の低下の状況に対応した構造及び設備(以下「を削り、」という。)の内容」を「であるもの」に改め、同条第八号中「受けたを」を受けて管理を行う」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の賃貸住宅の整備及び管理を行おうとする者は、自ら又は高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設(以下「高齢者居宅生活支援施設」という。)の整備(既存の住宅その他の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)によるものを含む。以下同じ。)及び管理を行おうとする者(当該高齢者居宅生活支援施設を賃借して高齢者居宅生活支援事業を行おうとする者を含む。次項において同じ。)と共同して、当該賃貸住宅の整備と高齢者居宅生活支援施設の整備とを一体として行おうとするときは、供給計画に、次に掲げる事項を記載することができる。

一 高齢者居宅生活支援施設的位置
二 高齢者居宅生活支援施設の規模並びに構造及び設備(加齢対応構造等であるものを含む。)

三 高齢者居宅生活支援施設の整備に関する資金計画

四 高齢者居宅生活支援施設の管理の期間

五 高齢者居宅生活支援施設の管理を委託し、又は高齢者居宅生活支援施設を賃貸事業者に賃貸する場合にあっては、当該委託を受けて管理を行う者又は賃貸事業者の氏名又は名称及び住所

六 前二号に掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援施設の管理の方法

七 賃貸住宅に入居する高齢者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供に係る賃貸住宅の賃貸人と高齢者居宅生活支援事業を行う者との間における連携及び協力に関する事項

八 その他国土交通省令で定める事項

4 前項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した供給計画の第一項の規定による認定の申請については、同項の賃貸住宅の整備及び管理を行う者とする者が高齢者居宅生活支援施設の整備及び管理を行う者として共同して当該賃貸住宅の整備と高齢者居宅生活支援施設の整備とを一体として行おうとする場合には、これらの者が共同して行わなければならない。

第三十一条中「認定（以下「計画の認定」という。）を「規定による認定」に、「計画の」を「その」に改め、同条第二号中「加齢対応構造等」の下に「であるもの」を加え、同条第六号中「この号」の下に「及び第三十五条の二を加え、同条第九号中「受けた」を「受けて管理を行う」に、「者で」を「ものとして」に、「もの」を「者」に改め、同条第十一号中「基本方針」の下に「供給計画が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域内の

賃貸住宅に関するものである場合にあっては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画。第三十四条において同じ。」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 前条第三項各号に掲げる事項が記載された供給計画にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 高齢者居宅生活支援施設の規模並びに構造及び設備（加齢対応構造等であるものを含む。）が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 高齢者居宅生活支援施設の整備に関する資金計画が、当該整備を確実に遂行するため適切なものであること。

ハ 高齢者居宅生活支援施設の管理の期間が、第五号の国土交通省令で定める期間以上であること。

ニ 高齢者居宅生活支援施設を高齢者居宅生活支援事業を行う者に賃貸する場合にあっては、その賃貸人（当該高齢者居宅生活支援施設の管理を委託し、又は高齢者居宅生活支援施設を賃貸事業者に賃貸する場合にあっては、当該委託を受けて管理を行う者又は賃貸事業者）が、高齢者居宅生活支援施設の管理に必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要なその他の能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ホ ハ及びニに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ヘ 賃貸住宅に入居する高齢者に対する保健

医療サービス又は福祉サービスの提供に係る賃貸住宅の賃貸人と高齢者居宅生活支援事業を行う者との間における連携及び協力に関する事項が、当該高齢者の居住の安定の確保を図る上で適切なものであること。

第三十二条中「計画」を「前条」に、「を計画の」を「を当該」に改め、「（以下「認定事業者」という。）を削る。

第三十三条第一項中「認定事業者は、当該計画の」を「第三十一条の認定を受けた者は、当該」に改め、「（以下「認定計画」という。）を削り、同条第二項中「場合」を「変更の認定」に改める。

第三十四条中「認定事業者を」第三十一条の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）に、「認定計画（前条第一項の規定による変更の認定）を」当該計画の認定を受けた供給計画（変更）に、「同じ」を「認定計画」というに改め、「定められた」の下に「その」を、「いう。」の下に

「（当該認定計画が第三十条第三項各号に掲げる事項が記載されたものである場合にあっては、高齢者向け優良賃貸住宅及び当該認定計画に基づき整備が行われる又は行われた高齢者居宅生活支援施設（認定計画に定められたその管理の期間が経過したものを除く。以下「認定支援施設」という。）」を加える。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（認定支援施設において高齢者居宅生活支援事業を行う者に対する支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の賃貸）

第三十五条の二 認定事業者は、第三十条第三項

各号に掲げる事項が記載された認定計画に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅（以下この条において「支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅」という。）の一部について、当該認定計画に基づき整備が行われた認定支援施設において高齢者居宅生活支援事業（当該支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅に入居する高齢者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供を行うものに限る。）を行う社会福祉法人等（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める者であつて老人福祉法第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業を行うものという。以下この条において同じ。）から高齢者のための住宅として賃借したい旨の申出があつたときは、都道府県知事の承認を受けて、当該支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の一部を当該社会福祉法人等に賃貸することができ。ただし、当該認定計画に第三十条第三項第七号に掲げる事項として当該認定計画に基づき整備が行われる賃貸住宅の一部を当該社会福祉法人等に高齢者のための住宅として賃貸する旨が定められている場合においては、都道府県知事の承認を受けることを要しない。

（委託により公社の行う高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設の整備等の業務）

第三十五条の三 第三条の二第三項の規定により高齢者居住安定確保計画に公社による同項第一号に掲げる事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供

給付法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設の整備及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十五条の三第一項に規定する業務」とする。

第四十七条中「高齢者向け優良賃貸住宅」の下に「及び認定支援施設」を加える。

第四十九条第一項第一号中「加齢対応構造等」の下に「であるもの」を加える。

第五十条中「地方住宅供給公社（以下「公社」という。）を「公社」に改める。

第五十三条第一項第二号中「加齢対応構造等」の下に「であるもの」を加える。

第五十七条第一項中「事業の認可（以下「事業の認可」という。）を「認可」に改め、同項第四号中「及び設備並びに加齢対応構造等の内容」を「並びに構造及び設備（加齢対応構造等であるものを含む）」に改め、同条第二項中「事業の認可」を「前項の規定による」に改め、「供給計画」を削る。

第五十八条中「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、「事業の認可」を「第五十六条の」に改め、同条第二号イ中「加齢対応構造等」の下に「であるもの」を加え、同条第三号中「事業の認可」を「前条第一項の規定による」に改め、「供給計画」を削り、同条第九号中「基本方針」の下に「（当該事業が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府

県の区域内のものである場合にあっては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画。第六十九条において同じ。」を加える。

第五十九条中「事業」を「前条」に、「事業の認可」を「認可」に改め、「（以下「認可事業者」という。）を削る。

第六十条第一項中「認可事業者」を「第五十六条の認可を受けた終身賃貸事業者」に改め、同条第二項中「場合」を「変更の認可」に改める。

第六十一条中「認可事業者は」を「第五十六条の認可（前条第一項の変更の認可を含む。以下「事業の認可」という。）を受けた終身賃貸事業者（以下「認可事業者」という。）は、当該に改める。

第七十三条第二項中「都道府県知事が」を削り、「による」の下に「事業の認可の」を加え、「をした場合」を削る。

第七十四条第一項中「当該の下に「事業の認可」を加える。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 住宅の加齢対応改良に対する支援

措置

第七十六条を次のように改める。

（委託により公社の行う住宅の加齢対応改良の業務）

第七十六条 第三条の二第三項の規定により高齢者居住安定確保計画に公社による同項第二号に掲げる事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の加齢対応改良の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社が同項に規定する業務

を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七十六条第一項に規定する業務」とする。

第七十七条中「改良（改良後の住宅が国土交通省令で定める基準に適合する加齢対応構造等を有するものとする）を主たる目的とするものに限る。」を「住宅の加齢対応改良」に改める。

第八十条第二号中「改良」を「加齢対応改良」に改める。

第九十条中「事務」の下に「第三条の二」を加える。

本則に次の一条を加える。

第九十五条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条から第八条まで、第十条、第十二条（見出しを含む。）及び第十三条（見出しを含む。）の改正規定並びに本則に一条を加える改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 次条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 この法律による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「新法」という。）第六十一条（新法第十七条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の登録を受けようとする者は、前条第一号に掲げる規定の施行前においても、新法第四条及び第五条（これらの規定を新法第十七条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により、その申請を行うことができる。

（経過措置）

第三条 新法第三条第一項の規定により基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項の規定により定められている基本方針は、新法第三条第一項の規定により定められた基本方針とみなす。

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に行われている旧法第四条（旧法第十七条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の登録は、同号に掲げる規定の施行の日、その効力を失う。

2 前項の規定によりその効力を失った登録を行っている者は、当該登録を削除しなければならない。

3 前項の規定により登録が消除された賃貸住宅にその消除前から入居していた高齢者でその後も引き続き当該賃貸住宅に入居しているものの家賃に係る債務保証については、当該賃貸住宅は、新法第十条に規定する登録住宅とみなす。

第五条 この法律の施行前にされた旧法第三十条第一項又は旧法第五十七条第一項の規定による

認定又は認可の申請であつて、この法律の施行の際、認定又は認可をするかどうかの処分がされてないものについての認定又は認可の処分については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項、別表第三の二十四の項、別表第四の八の項及び別表第五第二十九号中「第三十条第一項」を「第三十一条」に改める。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正)

第十条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第七十七条に規定する改良」を「第三条の二第三項第二号に規定する住宅の加齢対応改良」に改める。

理 由

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者居宅生活支援施設の整備と一体としてその整備を行う高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画について都道府県知事等の認定を受けた者が当該賃貸住宅を社会福祉法人等に賃貸することができることとする制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者居宅生活支援施設の整備と一体としてその整備を行う高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画について都道府県知事の認定を受けた者が当該賃貸住宅を社会福祉法人等に賃貸することができることとする制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針

- (一) 国土交通大臣及び厚生労働大臣は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないこと。
- (二) 基本方針に定める事項に次に掲げる事項を追加すること。
- (1) 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホー

ムの供給の目標の設定に関する事項

- (2) 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する基本的な事項
- (3) 高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制(二)の(二)の才において「高齢者居宅生活支援体制」という。)の確保に関する基本的な事項
- (4) 高齢者居住安定確保計画の策定に関する基本的な事項

2 高齢者居住安定確保計画

- (一) 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画(以下「高齢者居住安定確保計画」という。)を定めることができること。
- (二) 高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めること。
- (1) 当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
- (2) 次に掲げる事項であつて、(1)の目標を達成するために必要なもの
- ア 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
- イ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ウ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項
- エ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業その他の高

高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業(以下「高齢者居宅生活支援事業」という。)の用に供する施設の整備の促進に関する事項

- オ エに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項
- (3) 計画期間
- (4) その他当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項

(三) 都道府県は、当該都道府県の区域内において地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による次に掲げる事業の実施が必要と認められる場合には、(二)の(2)に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項を定めることができること。

- (1) 高齢者向け優良賃貸住宅及び(四)の認定支援施設の整備及び賃貸その他の管理に関する事業
- (2) 住宅の改良(改良後の住宅が加齢対応構造等(加齢に伴って生ずる高齢者の身体機能の低下の状況に対応した構造及び設備をいう。以下同じ。)であつて国土交通省令で定める基準に適合するものを有するものとする)を主たる目的とするものに限る。以下「住宅の加齢対応改良」という。)に関する事業
- 3 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等
- (一) 都道府県知事は、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請があつた場合において、当

該申請に係る賃貸住宅が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならないこと。 (1) 賃貸住宅の各戸の床面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。 (2) 賃貸住宅の構造及び設備が、高齢者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。 (3) 賃貸住宅の賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められること。 (4) その他基本方針(賃貸住宅が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域内にある場合にあっては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画。(二)において同じ。)に照らして適切なこと。 (二) 都道府県知事は、登録を受けた高齢者円滑入居賃貸住宅(以下「登録住宅」という。)の賃貸人に対し、当該登録住宅の管理の状況について報告を求め、又は当該登録住宅の管理に関し、基本方針を勘案して、必要な助言又は指導をすることができること。 (三) 都道府県知事は、登録住宅が(一)の基準に適合しないと認めるときは、その登録住宅の賃貸人に対し、その登録住宅を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができること。 4 高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進 (一) 良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の整備及び管理を行うおとする者			
(8) その他国土交通省令で定める事項	は、自ら又は高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設(以下「高齢者居宅生活支援施設」という。)の整備(既存の住宅その他の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。))によるものを含む。以下同じ。)及び管理を行うおとする者(当該高齢者居宅生活支援施設を賃借して高齢者居宅生活支援事業を行うおとする者を含む。(二)において同じ。))と共同して、当該賃貸住宅の整備と高齢者居宅生活支援施設の整備とを一体として行うおとするときは、供給計画に、次に掲げる事項を記載することができること。 (1) 高齢者居宅生活支援施設の位置 (2) 高齢者居宅生活支援施設の規模並びに構造及び設備(加齢対応構造等であるものを含む。) (3) 高齢者居宅生活支援施設の整備に関する資金計画 (4) 高齢者居宅生活支援施設の管理の期間 (5) 高齢者居宅生活支援施設の管理を委託し、又は高齢者居宅生活支援施設を転貸事業者に賃貸する場合にあっては、当該委託を受けて管理を行う者又は転貸事業者の氏名又は名称及び住所 (6) (4)及び(5)に掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援施設の管理の方法 (7) 賃貸住宅に入居する高齢者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供に係る賃貸住宅の賃貸人と高齢者居宅生活支援事業を行う者との間における連携及び協力に関する事項		
(4) 高齢者居宅生活支援施設を高齢者居宅生活支援事業を行う者に賃貸する場合にあっては、その賃貸人(当該高齢者居宅生活支援施設の管理を委託し、又は高齢者居宅生活支援施設を転貸事業者に賃貸する場合にあっては、当該委託を受けて管理を行う者又は転貸事業者)が、高齢者居宅生活支援施設の管理に必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために	(一)により(一)の(1)から(8)までに掲げる事項を記載した供給計画の認定の申請については、賃貸住宅の整備及び管理を行うおとする者が高齢者居宅生活支援施設の整備及び管理を行うおとする者と共同して当該賃貸住宅の整備と高齢者居宅生活支援施設の整備とを一体として行うおとする場合には、これらの者が共同して行わなければならないこと。 (三) 都道府県知事は、(一)の(1)から(8)までに掲げる事項が記載された供給計画について、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができること。 (1) 高齢者居宅生活支援施設の規模並びに構造及び設備(加齢対応構造等であるものを含む。))が、国土交通省令で定める基準に適合すること。 (2) 高齢者居宅生活支援施設の整備に関する資金計画が、当該整備を確実に遂行するため適切なこと。 (3) 高齢者居宅生活支援施設の管理の期間が、国土交通省令で定める期間以上であること。		
必要なその他の能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。 (5) (3)及び(4)に掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合すること。 (6) 賃貸住宅に入居する高齢者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供に係る賃貸住宅の賃貸人と高齢者居宅生活支援事業を行う者との間における連携及び協力に関する事項が、当該高齢者の居住の安定の確保を図る上で適切なこと。 四 (一)の(1)から(8)までに掲げる事項が記載された都道府県知事による認定を受けた供給計画(以下「認定計画」という。)に当該認定計画に基づき整備が行われた認定支援施設において高齢者居宅生活支援事業(当該支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅に入居する高齢者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供を行うものに限る。)を行う社会福祉法人等(社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める者であつて老人福祉法第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業を行うものをいう。以下四において同じ。)から高齢者のための住宅として賃借したい旨の申出があつたときは、都道府県知事の承認を受けて、当該支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の一部を当該社会福			

社法人等に賃貸することができること。ただし、当該認定計画に第三十条第三項第七号に掲げる事項として当該認定計画に基づき整備が行われる賃貸住宅の一部を当該社会福祉法人等が高齢者のための住宅として賃貸する旨が定められている場合においては、都道府県知事の承認を受けることを要しないこと。

(五) 2の(三)により高齢者居住安定確保計画に公社による2の(三)の(1)に掲げる事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設の整備及び賃貸その他の管理の業務を行うことができること。

5 住宅の加齢対応改良に対する支援措置
2の(三)により高齢者居住安定確保計画に公社による2の(三)の(2)に掲げる事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の加齢対応改良の業務を行うことができること。

6 附則
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由
高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者居宅生活支援施設の整備と一体としてその整備を行う高齢者向け

優良賃貸住宅の供給計画について都道府県知事の認定を受けた者が当該賃貸住宅を社会福祉法人等に賃貸することができることとする制度の創設等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十一年度一般会計予算において、高齢者居住安定化緊急促進事業に係る経費四十億円の中に計上されている。

右報告する。

平成二十一年四月八日

国土交通委員長 望月 義夫

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 高齢者の居住の安定の確保の促進のためには、住宅分野と保健医療・福祉分野との連携に加え、金融分野等の関係分野との緊密な連携も重要であることから、関係省庁においては、それぞれの施策の連携強化に努めること。また、地方公共団体の関係部局においても施策の実効的な連携・調整が図られるよう、地方公共団体に対し、情報提供、助言などの支援を行うこと。

二 既存住宅が適切に評価されるよう、鑑定・評

価制度の改善・整備を図るとともに、優良な既存住宅への改修の促進、その流通の拡大に努めること。

三 都道府県の高齢者居住安定確保計画の策定に当たり、地域における福祉・介護行政の主体である市町村の意見が適切に反映されるよう、基本方針等において明確化すること。

四 持家を所有しない高齢者のみからなる障がい者、要介護者世帯など、居住の安定を図る必要が特に高い世帯について、居住状況等の実態把握に努めるとともに、適切な配慮がなされるよう基本方針等において明確化すること。

五 高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅など、高齢者のための民間賃貸住宅制度の簡素化を図るとともに、地方公共団体及び関係民間事業者と連携しながら、高齢者にとって分かりやすく、使いやすい制度への改善を図ること。

六 生活保護受給者等の低所得者に対して、高齢者向け賃貸住宅や老人ホームの供給など、住まいのセーフティネットの強化に努めること。

七 賃貸住宅の供給の促進に当たっては、高齢者及び子育て世帯が適切な家賃負担で住み続けることができるよう、既存住宅のバリアフリー・耐震改修等によるストック活用に重点を置くとともに、家賃補助制度の充実について検討すること。

八 今後の住宅政策の見直しに当たっては、将来の人口・世帯数の減少と世帯構成の変化を踏まえるとともに、地域経済の活性化等の観点からの検討を行うこと。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十一年二月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

電波法及び放送法の一部を改正する法律
(電波法の一部改正)

第一条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「第二十七条の十五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第四項中「人工衛星局」という。の下に「又は移動受信地上放送放送法第二条第二号の二の六の移動受信地上放送をいう。以下同じ。」をする無線局を、「開設する特定放送局」の下に「又は移動受信地上放送をする特定放送局」を加える。

第六条第一項第七号中「第二十四条の二第四項」の下に「第二十七条の十三第二項第七号」を加える。

第二十六条第二項中「第一号」の下に「及び第四号」を加える。

第二十七条の十二第一項中「電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)」の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信を「次の各号のいずれかに掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以

上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信

二 移動受信用地上放送に係る放送対象地域（放送法第二条の第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。）における当該移動受信用地上放送の受信

第二十七条の十三第一項中「次項第四号」を「次項第五号」に改め、「同じ。」の下に「又は放送系（放送法第二条の二第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。）を加え、同条第二項中「次に掲げる事項」の下に「移動受信用地上放送をする特定基地局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。）以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第七号から第九号までに掲げる事項を除く。」を加え、第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

〔当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

八 事業計画及び事業収支見積
九 放送事項

第二十七条の十三第二項第四号中「通信系」の下に「又は当該放送系」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「移動範囲の下に」又は特定基地局により行われる移動受信地上放送に係る放送対象地域」を加え、同号を同項第三号とし、同項第

一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 特定基地局の目的

第二十七条の十三第四項第三号中「通信系」の下に「又は放送系」を加え、同条第五項中「第五条第三項各号」を「第一項の認定を受けようとする者が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」に、「者に対して」を「と」に、「第一項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 認定を受けようとする開設計画が移動受信用地上放送をする特定基地局（他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものに限る。）に係るものである場合 第五条第一項各号又は第三項各号

二 認定を受けようとする開設計画が移動受信用地上放送をする特定基地局（他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。）に係るものである場合 第五条第四項第一号、第二号又は第四号

一 前二号に掲げる場合以外の場合 第五条
第三項各号

第二十七条の十四第一項中「同条第二項第三号」を「同条第二項第一号及び第四号」に改める。

第二十七条の十五第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総務大臣は、次の各号に掲げる認定開設者が当該各号に定める規定のいずれかに該当す

るに至つたときは、その認定を取り消さなければならぬ。

一 移動受信用地上放送をする特定基地局（他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものに限る。）に係る認定開設者 第五条第一項各号

二 移動受信用地上放送をする特定基地局（他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。）に係る認定開設者 第五条第四項第一号、第二号又は第四号

第二十七条の二十七及び第二十七条の二十八中「第二十七条の十五第二項」を「第二十七条の十五第三項」に改める。

第九十九条の十一第一項第三号中「第二十七条の十五第一項若しくは第二項」を「第二十七条の十五第二項若しくは第三項」に改める。

附則に次の一項を加える。

(電波利用料の特例)

15 第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、

〔十〕電波の能率的な利用を確保し、又は電波の十の二、テレビジョン放送（人工衛星局により行われるもの）の悪影響を防止するために行う行為の人体等へのを除く。以下この号において周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーを受信することのできる受信設備を有する者（デジタル信号によるテレビジョン信号の向上のための活動に対する必要な援

助
ジョン放送のうち、静止し、又は移動する事

物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とする。

放送法の一部改正)

第二条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の三中「無線局」の下に「又は移動受信用地上放送をする無線局」を加え、同条第二号の二の五の次に次の一号を加える。

二の二の六「移動受信信用地上放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものをいう。

第二条の二第六項中「受託放送事業者」の下に「（人工衛星の無線局の免許を受けた者に限る。）」を加える。

第九条の四第一項中「リまで」を「ヌまで」に改め、同条第二項中「第五十二条の十七第二項」を

官 報 (号 外)

「第五十二条の十七第二項第一号」に改める。
第五十二条の八第一項第一号中「場合」を「場

合又は移動受信信用地上放送をする場合(いづれも)に改め、同条第三項中「行う一般放送事業者」の下に「及び移動受信信用地上放送を行う一般放送事業者」を加える。

第五十二条の十三第二項第五号中「リまで」を「又まで」に改め、同号へ中「第五号」を「第六号」に改め、同号リ中「チまで」を「リまで」に改め、同号リを同号又とし、同号チの次に次のように加える。

リ 電波法第二十七条の十五第一項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五十二条の十三第二項第四号中「人工衛星の放送局」を「無線局が人工衛星の無線局である場合にあつては当該無線局」に改め、「位置」の下に「委託の相手方の無線局が移動受信信用地上放送をする無線局である場合にあつては当該移動受信信用地上放送に希望する放送対象地域」を加える。

第五十二条の十四第一項第二号及び第三項第五号中「人工衛星の放送局」を「無線局が人工衛星の無線局である場合にあつては当該無線局」に改め、「位置」の下に「委託の相手方の無線局が移動受信信用地上放送をする無線局である場合にあつては当該移動受信信用地上放送に係る放送対象地域」を加える。

第五十二条の十七第二項を次のように改める。

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託放送事業者の申請により、第

五十二条の十四第一項各号に掲げる事項の指定を変更する。

一 委託放送事業者の委託の相手方(以下この項において「委託の相手方」という。)の無線局が人工衛星の無線局である場合にあつては、電波法の規定により、委託の相手方以外の者が当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免許状に記載すべき受託国内放送若しくは受託内外放送をする無線局の免許を受けたとき又は委託の相手方が当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置について変更の許可若しくは当該委託に係る周波数について指定の変更を受けたとき。

二 委託の相手方の無線局が移動受信信用地上放送をする無線局である場合にあつては、電波法の規定により委託の相手方以外の者が当該委託に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をその免許状に記載すべき受託国内放送をする無線局の免許を受けたとき若しくは委託の相手方が当該委託に係る周波数について指定の変更を受けたとき又は

は第二条の二第四項の規定により総務大臣が放送普及基本計画を変更した場合において当該委託に係る放送対象地域について変更があつたとき。

三 前二号に準ずるものとして総務省令で定めるとき。

第五十二条の二十四第二項中「一」を「いづれかに」に改め、同項第五号中「人工衛星の」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 移動受信信用地上放送をする無線局に係る

電波法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定を受けている委託放送事業者が同法第二十七条の十五第二項の規定により当該認定を取り消されたとき。

第五十二条の三十第一項中「人工衛星の無線局以外の無線局」を「無線局であつて、人工衛星の無線局及び移動受信信用地上放送をする無線局のいずれでもないもの」に改め、同条第二項第五号中「第五号」を「第六号」に改め、同号ト中「第二十七条の十五第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第五十二条の三十二第二項中「行う一般放送事業者」の下に「及び移動受信信用地上放送を行う一般放送事業者」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中電波法附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(開設計画に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電波法(以下「旧電波法」という。)第二十七条の十三第一項の規定により認定を受けている開設計画は、電気通信業務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務をいう。次項において同じ。)を行うことを第一条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第二十七条の十三第二項第一号に掲げる特定基地局の目的として記載して同条第一項の認定を受けた開設計

画とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により提出されている開設計画は、電気通信業務を行うことを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる特定基地局の目的として記載して同条第一項の規定により提出されたものとみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新電波法及び第二条の規定による改正後の放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、同法第二条第二号の二の六の移動受信信用地上放送に関連する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

電波の有効利用を推進する観点から、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため電波利用料の使途の範囲を当分の間拡大するとともに、当該移行によつて空くこととなる周波数帯を利用した移動受信信用地上放送の早期実現を図るため所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、電波の有効利用を推進する観点から、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため電波利用料の使途の範囲を

当分の間拡大するとともに、当該移行によって空くこととなる周波数帯を利用した移動受信地上放送の早期実現を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 受信機器購入等の支援に係る電波利用料の使途の拡大関係

当分の間の電波利用料の使途の特例として、経済的困難その他の事由により地上デジタルテレビジョン放送の受信が困難な者に対して、地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための支援を追加すること。

2 移動受信信用地上放送のための制度整備関係
(一) 現在携帯電話の基地局など電気通信業務用の無線局について導入されている開設計画の認定制度の対象に移動受信信用地上放送をする無線局を追加すること。

(二) 現在衛星放送に導入されている受託国内放送の対象に移動受信信用地上放送を追加すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1の規定については公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

電波の有効利用を推進する観点から、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため電波利用料の使途の範囲を当分の間拡大するとともに、当該移行によって空くこととなる周波数帯を利用した移動受信信用地上放送の早期実現を図ろうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成二十一年度において、約百七十億円である。
右報告する。

平成二十一年四月九日

総務委員長 赤松 正雄

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実現に努めるべきである。

一 受信機器購入等の支援の実施に当たっては、施策の不知による申請漏れが生じないように、あらゆる手段を講じて支援対象世帯に対する周知徹底を図ること。

二 受信機器購入等の支援の実施に当たっては、実施に関係するすべての団体等に対し、支援対象世帯に係る個人情報保護の徹底を指導するとともに、関連省庁と連携して悪質商法、詐欺事件等の被害防止対策に万全を期すること。

三 景気の後退等に伴う支援対象世帯数の増加等情勢の変化があつた場合においても、受信機器購入等の支援の事務が滞りなく行われるよう、適切な対処を図ること。

四 移動受信信用地上放送の具体的な制度設計に当たっては、新産業の創出や地域の振興、情報確保等の観点に留意するとともに、事業者の決定に当たっては、審査過程の公平性・透明性をより一層徹底すること。

五 平成二十三年七月の地上放送の完全デジタル化に向け、受信障害等に対し、必要な調査・支援の実施や国民に対する説明・相談体制の充実等を含め、官民協力してあらゆる方策を講じ、国民生活に支障を生ずることのないよう万全を期すること。

六 電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、引き続き、電波・放送行政の在り方について検討すること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京千一〇五―八四四五番四号区虎ノ門二丁目二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一五円